

平成 3 0 年

国見町議会会議録

第 2 回 定例会

平成 30 年 6 月 19 日開会

平成 30 年 6 月 22 日閉会

国 見 町 議 会

平成30年第2回（6月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（6月19日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
表彰状伝達	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
陳情の付託	11
議案の上程（報告第2号～議案第38号）	12
町長提案理由の説明	12
散会の宣告	17

第2号（6月20日）

議事日程	19
出席議員	20
欠席議員	20
遅参及び早退議員	20
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	20
本会議に出席した事務局職員	20
開議の宣告	21
一般質問	21
8番 松浦常雄君	21

①中学校の部活動のあり方について	
5番 佐藤定男君	28
①子どもの貧困対策について	
②林道北口線の整備について	
1番 松浦和子君	34
①「道の駅国見あつかしの郷」と町の活性化について	
②町のシンボルである阿津賀志山の整備について	
2番 村上 一君	40
①くにみ農業ビジネス訓練所の運営について	
10番 阿部泰藏君	44
①平成30年産米の作付について	
7番 渡辺勝弘君	50
①地方創生における当町の今後の展望について	
11番 浅野富男君	57
①国民健康保険の制度変更について	
②総合的な学習の時間の支援について	
散会の宣告	68

第3号（6月22日）

議事日程	69
出席議員	70
欠席議員	70
遅参及び早退議員	70
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	70
本会議に出席した事務局職員	70
開議の宣告	71
報告第 2号 繰越明許費の報告について	71
報告第 3号 予算繰越の報告について	71
報告第 4号 町が出資している法人の経営状況について	71
議案第29号 国見町税条例等の一部を改正する条例	71
議案第30号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例	73
議案第31号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	73
議案第32号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例	74

議案第 3 3 号	国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	74
議案第 3 4 号	国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	75
議案第 3 5 号	国見町営住宅条例の一部を改正する条例	76
議案第 3 6 号	町道路線の認定について	76
議案第 3 7 号	平成 3 0 年度国見町一般会計補正予算（第 1 号）	77
議案第 3 8 号	平成 3 0 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	82
常任委員長報告		
陳情第 2 2 号	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書についての陳情	83
陳情第 2 4 号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について	83
追加日程の議決		85
町長提案理由の説明		85
同意第 2 号	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	86
同意第 3 号	国見町渇水対策施設財産管理委員の選任につき同意を求めることについて	86
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	87
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	87
発議第 2 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	87
議員の派遣について		88
常任委員会の所管事務調査について		88
町長挨拶		89
閉議及び閉会の宣告		89

国見町告示第24号

平成30年第2回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年6月1日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 平成30年6月19日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番（欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番（欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

第 1 目

平成30年第2回国見町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年6月19日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の付託
 - 陳情第22号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書についての陳情
 - 陳情第24号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について
- 第 5 報告第 2号 繰越明許費の報告について
- 第 6 報告第 3号 予算繰越の報告について
- 第 7 報告第 4号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 8 議案第29号 国見町税条例等の一部を改正する条例
- 第 9 議案第30号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第31号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第32号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第33号 国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第34号 国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第35号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第36号 町道路線の認定について
- 第16 議案第37号 平成30年度国見町一般会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第38号 平成30年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

・出席議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 （欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	阿部正一君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交 流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	引地 真君
教 育 委 員 長	高橋幸子君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	実沢隆之君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

本定例会は、地球温暖化対策などのためクールビズに取り組んでおりますので、暑い場合は上着を脱いで臨まれても構いませんので、よろしく願いをいたします。

まず、冒頭に、昨日大阪を中心とした近畿地方で発生しました地震で亡くなられた方にお悔やみと、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回国見町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◇

◇

◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇表彰状伝達

議長（東海林一樹君） 日程に入るに先立ち、表彰関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 去る6月4日に開催されました福島県町村議会議長会定期総会において、同議長会表彰規定に基づき、町村議会議員20年以上在職功労者として、東海林一樹議長、浅野富男議員が特別功労者表彰を受賞されました。

また、町村議会議員11年以上在職功労者として、松浦常雄議員、渡辺勝弘議員が自治功労者表彰を受賞されました。

つきましては、これより表彰の伝達を行います。

まず、はじめに特別功労者表彰の伝達を行います。

東海林一樹議長、浅野富男議員、前にお進みください。

(表彰状伝達)

議会事務局長（松浦昭一君） 次に、自治功労者表彰の伝達を行います。

松浦常雄議員、渡辺勝弘議員、前にお進みください。

(表彰状伝達)

◇

◇

◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番浅野富男君及び13番八島博正君を指名いたします。

◇

◇

◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日19日から6月22日までの4日間といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月22日までの4日間と決定いたしました。

本定例会にあたり、町長、教育委員長、監査委員及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇

◇

◇

◇諸般の報告

議長(東海林一樹君) 日程第3、諸般の報告を行います。

はじめに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長(松浦昭一君) 議会関係についてご報告いたします。

平成30年第1回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告3件、条例7件、一般議案1件、補正予算2件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情3件であります。

一般質問の通告は7議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、報告いたします。

議長(東海林一樹君) 次に、一部事務組合関係について。

最初に、公立藤田病院組合議会について、8番松浦常雄君。

8番(松浦常雄君) 去る3月28日午後4時から、平成30年第1回公立藤田病院組合議会定例会が開催されました。国見町からは、東海林議長はじめ5人の組合議員が出席しました。今回は、私からその報告をさせていただきます。

会議に先立ちまして、このたび新たに伊達市長に就任された須田博行氏から副管理者としての挨拶がありました。

提出された議案は2つであります。

議案第1号、平成29年度公立藤田病院組合病院事業会計補正予算(第2号)。

(1) 収益的収入及び支出について。

既定の予算額に収入予算額4985万9000円を減額し、支出予算額6403万5000円を減額し、収益的収入総額を61億190万5000円、収益的支出総額を60億8772万9000円とし、収入支出差引額は1417万6000円の純利益となります。

その主な要因は、退職手当組合積立金運用益と医療機器故障に係る保険金受け取りなどの医業外収益の増加によるものです。

資本的収支は、既定の予算額に収入予算額2140万9000円を減額し、支出予算額394万4000円を減額し、資本的収支予算額を収入を1億4278万4000円、支出を5億123万9000円とするものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5845万5000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

議案第2号、平成30年度公立藤田病院組合病院事業会計予算。

(1) 収益的収入支出について。

収益的収入支出総額はそれぞれ62億1089万5000円とし、収支の均衡を図っております。

医業収益は57億2994万8000円で、前年比0.6%増、医業外収益は4億8094万7000円で、前年度比8.9%増となっております。

一方、医業費用60億9676万2000円で、前年度比1.3%増、医業外費用が1億993万7000円で、前年度比2.4%減少となっております。

医業費用の主なものは、抗がん剤、難病治療薬などの高額薬品の購入、新規医療材料の整備、そして医療機器の更新によるものです。

(2) 資本的収支については、資本的収入支出予算額は収入予算額が3億3184万1000円で、支出予算額が6億7889万3000円となっております。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額3億4705万2000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

議案第1号、第2号は、いずれも原案のとおり全会一致で可決されました。

次に、5月24日午後4時10分から、平成30年第2回公立藤田病院組合議会臨時会が開催されました。

会議に先立ち、4月の選挙により伊達市議会議員に当選し、伊達市議会から公立藤田病院組合議会議員に安藤喜昭議員及び池田順子議員が選任されたことが報告されました。

今回の臨時会は、監査委員の選任につき同意を求めることについて、議案1件であります。組合議会議員から選任する監査委員の任期満了に伴い、選出するものであります。

監査委員として、伊達市議会の安藤喜昭議員を選任することが全会一致で同意されました。

なお、詳細につきましては、お手許に配付してあります資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、平成30年第1回公立藤田病院組合議会定例会及び第2回臨時会の報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、伊達地方消防組合議会について、7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） まず、平成30年第1回伊達地方消防組合議会定例会について報告させていただきます。

平成30年3月28日10時より開会をいたしまして、報告1件、議案4件であり

ました。報告第1号は、専決処分の報告についてであります。

日程第2、議案第1号は、伊達地方消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第2号は、伊達地方消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第3号は、平成29年度伊達地方消防組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

議案第4号は、平成30年度伊達地方消防組合一般会計予算についてであります。

それらにつきましては、全て原案のとおりに可決いたしました。

次に、去る5月29日9時30分より、村上正勝議員とともに出席し、伊達地方消防組合会議室において、第1回全員協議会が開かれました。

続いて、10時より伊達地方消防組合第1回臨時会が開かれました。

提出された案件は選挙2件、議案1件であります。

まず、先般の伊達市議会議員選挙で当選をし、伊達市議会から選出された7名の議員の自己紹介後、臨時会が開会されました。

選挙第1号は、議長選挙についてであります。選挙の結果、伊達市選出議員の中村正明議員が当選いたしました。

次に、選挙第2号は、副議長の辞職に伴う副議長選挙についてであります。指名選挙において、川俣町選出議員の新関善三議員が当選いたしました。

議案第5号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。採決の結果、原案どおり伊達市選出議員の大和田俊一郎議員に同意いたしました。

なお、お手許に議案の写しを配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、平成30年第1回伊達地方衛生処理組合議会定例会及び第1回臨時会の報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、伊達地方衛生処理組合議会について、11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 平成30年第1回伊達地方衛生処理組合議会定例会について報告いたします。

第1回議会定例会は、去る3月28日午後1時より伊達地方衛生処理組合会議室において開催され、八島議員とともに出席をいたしました。

会議録署名議員の指名、会期を1日と決定し、管理者からの提出議案の説明が行われました。

その冒頭においては、さきに行われました伊達市長選挙で新たに就任することになりました須田博行伊達市長より、伊達地方衛生処理組合の関係市町長の互選によりまして、その管理者としての職務につかれるにあたり、ご挨拶がありました。

それでは、本定例会に提出されました案件は、条例の改正が1件、各会計補正予算3件、平成30年度各会計当初予算3件の計7件であります。

はじめに、議案第1号、伊達地方衛生処理組合職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例であります。福島県人事委員会勧告に準拠し、民間給与との格差を埋めるため、若年層の給料月額及び勤勉手当の引き上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第2号、平成29年度伊達地方衛生処理組合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から28万2000円を減額し、予算総額を5636万9000円とするものであります。

歳入の主なものについては、財政調整基金からの繰り入れを取りやめるため、繰入金金を減額するものです。

歳出についても、給与条例改正による人件費の増となるものの、そのほか年度末における整理補正として減額するものです。

議案第3号、平成29年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から119万3000円を減額し、予算総額を3億5784万5000円とするものであります。

歳入の主なものは、施設整備基金からの繰り入れを取りやめるため、繰入金金を減額するものであります。

歳出については、給与条例改正により人件費の増となるものの、需用費や業務委託の受け差など、年度末における整理補正により不用額を減額するものです。

議案第4号、平成29年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から712万2000円を減額し、予算総額を41億8840万7000円とするものであります。

歳入の主なものは、災害復旧費に係る事業費の補助率が確定したこと、仮設焼却炉施設での環境省や国土交通省からの廃棄物処理に係る収入により、国庫支出金の減額や県支出金の財源組み替えの補正を行うものであります。

また、経常経費については、施設整備基金からの繰り入れを取りやめるため、繰入金金を減額するものです。

歳出についても、指定廃棄物保管事業などの事業費確定により減額補正し、また、経常経費においても、需用費や施設業務委託など、年度末における整理補正により不用額を減額するものです。

次に、議案第5号、平成30年度伊達地方衛生処理組合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を5730万円とし、前年度比80万円、1.40%の増とするものです。

歳入の主なものは、組合分賦金が5675万2000円で、前年度比100万円の増であります。

歳出については、総務費が5616万4000円で、前年度比の86万4000円の増で、職員に係る定期昇給分などの人件費や公用車の更新に係る経費などの計上によるものです。

議案第6号、平成30年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を3億7490万円とし、前年度比1650万円、4.4%の増とするものです。

歳入の主なものは、組合分賦金が3億1132万8000円で、前年度比258万4000円の減であります。

歳出については、衛生費が1億9772万2000円で、前年度比1663万3000円の増で、その内容は、施設運転開始から10年目を迎え、し尿処理棟制御システムの機器類のサポート終了に伴い、それらを更新するための工事請負費を計上するものです。

議案第7号、平成30年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を42億1530万円とし、前年度比2230万円、0.53%の増とするものです。

歳入の主なものは、組合分賦金が3億1557万2000円で、前年度比124万5000円の減であります。

災害復旧事業に係る国庫支出金や県支出金及び諸収入については、仮設焼却炉施設での環境省や国土交通省からの廃棄物処理に係る収入などをそれぞれ計上しております。

歳出については、衛生費が4億8561万6000円で、前年度比359万1000円の増で、これは施設運転業務の委託料や電気料などによるものであります。

また、災害復旧費に係る事業としては、埋立処分地の遮水シート工事や仮設焼却炉施設の運営経費のために36億6996万8000円を計上しています。

以上が、第1回議会定例会に提出されました議案の概要であります。全て原案どおり可決されました。

次に、平成30年第2回伊達地方衛生処理組合議会臨時会について報告いたします。

平成30年5月29日午後2時より組合会議室において、平成30年第2回伊達地方衛生処理組合議会臨時会が開催され、八島議員とともに出席をいたしました。

本会に先立ちまして、議会全員協議会が開かれ、4月に実施された伊達市議会選挙に伴って議会構成が変更となったため、この5月に当組合議員として伊東達朗議員、佐藤栄治議員、高橋一由議員が新任として、また、再任として近藤眞一議員、丹治千代子議員の5名の方々が選出されたことにより、それぞれ紹介がありました。

また、これに伴いまして、議会の組織運営に関する案件について、議会の申し合わせ事項に基づき審議をいたしました。

本会議は、菅野議長の辞職によりまして、八島副議長のもとで進められ、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期を1日と決定しました。

続いて、議会構成の審議に入り、議長選挙が行われました。議長選挙は指名推選によって行われ、国見町議会選出の八島博正議員が就任することに決定しました。

また、これにより副議長が空席となったことから、副議長選挙が日程に追加され、このことについても指名推選により行われ、伊達市議会選出の丹治千代子議員が副議長に就任をいたしました。

この後議事に入り、議案第8号の専決処分の承認を求めることについては、専決第1号として平成29年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第

3号) についてであります。

これは、仮設焼却炉運営において、環境省からの廃棄物搬入数量に変更が生じたため、歳入に係る県支出金等の財源組み替えが必要となり専決処分を行ったので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。概要としましては、歳入歳出予算の総額から8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を41億8839万9000円とするものです。

歳入の各款の増減については、諸収入に環境省による対策地域内可燃物廃棄物処理料確定により、133万円の減額となりましたので、県支出金を132万2000円増額し財源の組みかえを行うものです。

歳出は、2款災害復旧費のうち、除染事業費の財源を組み替えるものです。

3款基金費のうち、ごみ処理施設整備基金は、環境対策負担金預かり金積立額の環境省負担分8,000円を減額補正するものです。

次に、議案第9号、伊達地方衛生処理組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、議会選任でありました岩崎久男監査委員より辞職する旨の届け出がありましたので、後任として近藤眞一議員の選出について議会の同意を求めるものであります。

これらの議案は全て原案どおり承認、同意されております。

詳細につきましては、お手許に配付の資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、伊達地方衛生処理組合議会の報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 最後に、私より本席から、福島地方水道用水供給企業団議会について報告いたします。

去る5月22日午後2時より福島地方水道用水供給企業団議会の臨時会が開催されました。

会議に先立ち、伊達市議会議員の選挙に伴い新たに伊達市議会より選出されました佐々木彰議員と安藤喜昭議員の議席の指定がありました。

会議に入り、まず副議長選挙が実施され、伊達市議会より選出された佐々木彰議員が当選され、副議長に就任いたしました。

提出された議案は1件であります。監査委員の選任であり、福島市より選任された井上安子氏が議会の同意を得て監査委員に就任いたしました。

以上で、水企業団の報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

◇陳情の付託

議長（東海林一樹君） 日程第4、陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情3件であり、請願はありませんでした。

お手許に配付した陳情文書表のとおり、陳情第22号及び陳情第24号は総務文教常任委員会にそれぞれ付託し、陳情第23号は資料配付のみといたしましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇
◇議案の上程（報告第2号～議案第38号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第5、報告第2号から日程第17、議案第38号までの報告3件及び議案10件を一括上程いたします。

なお、この13件については、本日提案理由の説明を受け、22日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇
◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） まず、昨日早朝に発生いたしました大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震の発生により、犠牲となられました方々のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは提案理由の説明を申し上げます。

本日、ここに平成30年第2回国見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご壮健にて全員ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会には、「繰越明許費の報告」など報告3件、条例改正などの一般議案8件、一般会計補正予算ほか1件の特別会計補正予算の予算審議2件、合計13件の当面する緊急かつ重要な議案をご提案を申し上げます。

それでは、平成30年3月第1回議会定例会以降の町政執行等の主なものについて申し上げます。

最初に、「東日本大震災からの早急な復旧・復興」について申し上げます。

仮置き場除去土壌等の輸送につきましては、平成27年度より環境省において仮置き場から中間貯蔵施設への輸送を実施しておりますが、現在、藤田方部1号仮置き場から輸送を開始しており、今年度より輸送量の大幅な増加が見込まれるところでございます。町では引き続き、早期搬出に向け、環境省と協議してまいりたいと考えております。

次に、ため池の放射性物質対策事業について申し上げます。

本年度は、ため池3カ所の対策工を実施することとしてございまして、福島再生加速化交付金の交付決定があり次第、速やかに発注してまいりたいと考えてございます。

次に、あんぽ柿の産地再生に向けた取り組みについて申し上げます。

出荷再開から5年目、また、個包装製品につきましては出荷再開から2年目を迎えました平成29年産のあんぽ柿につきましては、全量非破壊検査を実施し、安全安心の確保と産地再生に向けての取り組みを進めてまいりました。その結果、出荷量につきましては前年比で約5%の増、価格につきましては前年比で約7%の増となりました。

た。

なお、平成30年産のあんぼ柿に関する出荷目標数量の設定や検査のあり方につきましては、現在、福島県あんぼ柿産地振興協会において協議が進められているところでございます。

次に、福島第一原発事故に伴います町民の皆様の健康管理事業について申し上げます。

まず、ホールボディカウンターによる内部被曝検査でございますが、本日から国見小学校の児童を対象に実施をいたしてございます。来月からは県北中学校の生徒、さらに4歳未満児と保護者、幼稚園児や高校生などを対象に検査を実施しますとともに、希望される一般町民の皆様の検査もあわせて実施することといたしてございます。

次に、ガラスバッジによる外部被曝量の測定について申し上げます。

本年度につきましても昨年同様、中学生以下の児童生徒及び一般町民の希望者を対象としまして、8月から3カ月の期間において実施することで、現在準備を進めているところでございます。

続きまして、「安全安心な町政の実現」について申し上げます。

昨年度、土砂災害防止法に基づき、新たに町内3カ所が土砂災害警戒区域に指定されたところでございます。このため、国見町防災マップを改訂し、町民の皆様に全戸配布を行い、周知を図ったところでございます。

これから出水期を迎えるにあたり、土砂災害、洪水などの自然災害から町民の生命、財産などを守るため注意喚起を図るとともに、自助の意識を高め、防災体制の強化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、「活力ある町政の実現」について申し上げます。

最初に、道の駅国見あつかしの郷の状況でございますが、去る5月3日に開業1周年を迎えました道の駅におきましては、開業1周年フェアを開催しますとともに、町文化団体などとの連携によるステージイベントを開催いたしましたところでございます。

また、5月30日には、開業から約13カ月で来場者200万人を達成するなど、国見町の交流連携の拠点として、町内はもとより、県内外から数多くのご来場者をいただいております。

今後とも、さらなる交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため、国見町の魅力を発信する取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

次に、歴史を生かしたまちづくりについて申し上げます。

最初に、歴史まちづくり事業について申し上げます。

国見町が認定を受けております歴史まちづくり法につきましては、制定10周年を迎え、記念の全国シンポジウムが5月11日に埼玉県川越市で開催されたところでございます。

東北地方からは国見町が唯一のパネラーとして、私が招かれたわけでございますけれども、計画認定を受けた全国の市町村との意見交換を行ったほか、5月17日には多賀城市で開催された東北歴史まちづくりサミットにおきましても、国見町の取り組

みとその成果などを報告いたしたところでございます。

また、町文化財センターあつかし歴史館におきましては、5月5日に端午の節句を祝うこいのぼりとワークショップを大木戸歴史むらづくりの会との共催で開催いたしたところでございます。大木戸歴史むらづくりの会では、100匹のこいのぼりの掲揚のほか、町とともにさまざまなワークショップを実施し、多くの子どもたちでにぎわったところでございます。

町では、このような地域コミュニティの自主的な取り組みにつきまして、引き続き支援してまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、まちづくり事業について申し上げます。

本年度のまちづくり事業につきましては、4月に開催しましたまちづくり推進協議会におきまして、義経まつりを中心とし、あつかし山ビックツリー、産業祭、フォトコンテストなどのさまざまな事業を実施することを決定いたしたところでございます。

なお、本年度の義経まつりにつきましては、5月23日に開催されました実行委員会において、組織体制を確立するとともに、9月23日の開催を決定し、具体的な内容の検討と実施準備に入ったところでございます。

次に、今年度より開始いたしました広報くにみ及び町ウェブサイトへの有料広告掲載について申し上げます。

有料広告掲載につきましては、本日現在、広報くにみに2業者、町ウェブサイト1業者より申請がありまして、町広告審査委員会での掲載広告の審議を経まして掲載を開始いたしたところでございます。

なお、広報くにみ1業者と町ウェブサイト1業者は、1年間の継続申請をしてございまして、自主財源確保だけではなく、地域経済の活性化の観点からも、今後も有料広告掲載の募集を積極的に呼びかけてまいりたいと考えてございます。

続きまして、「思いやりのある町政の実現」について申し上げます。

まず、屋内遊び場くにみもたん広場についてでございます。

平成25年7月のオープン以来、町内外からの多くの皆様に利用をいただき、4月1日には、来場者15万人を達成いたしたところでございます。引き続き、道の駅に設置しております子ども木育広場つながる一むと連携し、親子の心身の健康と子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、今年度で3回目となりました、くにみキッズフェスティバルについてでございます。

去る6月17日に、道の駅国見あつかしの郷で開催しまして、数多くの親子連れの方々に参加していただき、非常に臨場感のある形で実施できたものと考えてございます。

最後に、「国見町の継続的な維持発展」に向けた取り組みについて申し上げます。

まず、マイナンバー制度でございますけれども、個人番号カードの交付状況は、6月15日現在で地方公共団体情報システム機構から町に送付されたカードは1,098枚で、町から本人へ交付したカードにつきましては1,026枚となっております。

るところであります。

次に、域学連携事業について申し上げます。

福島大学とは、昨年に引き続き集落活性化事業や歴史を生かしたまちづくりの分野での取り組みを進めており、4月には内谷太々神楽への参加、5月にはしめ縄づくりのための田植えなど、年間を通じてさまざまな取り組みを進めることといたしてございます。

また、桜の聖母短期大学におきましては、国見産のリンゴを使ったお菓子づくりに取り組んでございまして、来月には試作品ができ上がる予定となっております。

次に、国見ホイスコーレ事業について申し上げます。

昨年に引き続き、若者を中心とした学びの場としてホイスコーレ事業を進めておりまして、4月にはカスタムラボにおいて、「町がまるごと舞台」をコンセプトに本年度のイベントを企画していくことといたしたところでございます。

また、中学生向けのプロジェクト学習につきましては、カスタムラボとのコラボも含め、地域おこし協力隊を交えながら、若者の育成に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、地方創生事業における先駆的な取り組みとして開設いたしました、くにみ農業ビジネス訓練所について申し上げます。

去る4月30日には施設本体の落成式典を行い、6月9日の体験研修開講式を皮切りに、短期研修につきましても開始をいたしたところでございます。

また、野菜の栽培関係につきましては、鉄骨ハウスに4月に定植をいたしましたミニトマト、中玉トマトにつきましては順調に生育し、既に出荷を開始するとともに、パイプハウス内で栽培しておりますトウモロコシや枝豆などについても、間もなく出荷できる見込みとなっているところでございます。

次に、貝田地区などの圃場整備事業について申し上げます。

平成29年度から実施しております大田地区、中江地区の区画整理工事が完成し、一時利用地として既に水稲などの作付を行っているところでございます。

また、今年度実施予定の山根地区、竹ノ内地区の区画整理工事につきましても、7月以降に県において発注する予定となっております。

次に、道の駅建設工事に係る全建賞の受賞について申し上げます。

全建賞は、全日本建設技術協会が良質な社会資本の整備、建設技術の発展を促進するため、昭和28年に創設をいたしました由緒ある賞で、このたび道の駅国見あつかしの郷が受賞することとなったところでございます。

平成28年には役場庁舎も受賞しておりますが、道の駅につきましては、地域活性化や防災拠点等のソフト面での役割も高く評価されて受賞になったものと考えてございます。

次に、学校教育について申し上げます。

今年度は、くにみ幼稚園は園児139名、国見小学校は児童354名、県北中学校は生徒228名でスタートをしたところでございます。

町では、国見学園コミュニティ・スクール委員会を開催し、くにみ幼稚園、国見小学校、県北中学校の運営の基本方針の承認をいただいたところでございます。

また、国見町子どものいじめ防止条例に基づくいじめ問題対策連絡協議会では、いじめに関する情報交換、意見交換を行い、国見町いじめ問題専門委員会では、施策、取り組みなどについてご意見をいただいたところでございます。

次に、地域学校協働本部事業について申し上げます。

この事業は、子どもの学習環境を地域とともに構築する放課後や休日の学習活動を支援するもので、運営を担うコーディネーターや学習指導者などを配置し、子どもの学習相談や学習課題に対応できる学習室を開設するものでございます。

5月連休明けから、国見小学校体育館及び観月台文化センターにおいて開設いたしてございまして、小学生児童につきましては1回あたり約30名、中高生の利用者は平均18名となっておりますところでございます。

次に、社会教育の推進について申し上げます。

社会教育事業につきましては、5月9日に国見町社会教育委員の会議を開催し、今年度の事業計画などの承認を得たところでございます。

これに合わせ、子ども、成人、高齢者などの各年代に合わせた教室の開講、国見ならではの施設、設備を利用した文化芸術事業や、町長杯スポーツ大会などの社会体育事業に着手いたしましたところでございます。

次に、観月台文化センター図書室を利用しました子ども司書について申し上げます。

この事業は、小学生高学年を対象にした事業でございまして、読書を通じた人材育成を目的とするものでございまして、今年度も開講いたしましたところでございます。

最後に、阿津賀志山防塁の国指定史跡の追加指定について申し上げます。

国の文化審議会におきましては、去る6月15日に二重堀の始点と下二重堀の一部について、国史跡に追加指定するよう答申し、近く正式決定となる見込みでございします。

町では、追加指定を機にさらに調査を進めますとともに、歴史を生かした取り組みをさらに推進してまいりたいと考えてございます。

それでは、本定例会にご提案申し上げました各議案等について、その概要を申し上げます。

報告第2号「繰越明許費の報告について」から報告第4号「町が出資している法人の経営状況について」の3件につきましては、地方自治法及び地方自治法施行令並びに地方公営企業法の規定に基づき、議会に報告をするものでございます。

議案第29号「国見町税条例等の一部を改正する条例」から議案第34号「国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、法令等の一部改正等に伴いまして、町条例の所要の改正を行うものでございます。

議案第35号「国見町営住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、北古館

団地の取り壊しに伴いまして、戸数を改正するものでございます。

議案第36号「町道路線の認定」につきましては、町道1路線を新たに認定するものでございます。

議案第37号「平成30年度国見町一般会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9748万1000円を追加し、予算の総額をそれぞれ51億4748万1000円とするものでございます。

歳出の補正の主なものは、国庫補助金の内示に伴う事業費の確保並びに安全安心に直結し緊急を要する施設修繕などによるものでございます。

議案第38号「平成30年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、国民健康保険税の算定結果等により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3984万円を追加し、予算の総額を11億6856万9000円とするものでございます。

以上、本定例会に提出をいたしました各議案につきまして、一括提案理由の趣旨を申し上げましたけれども、各議案の内容、計数等につきましては、審議に先立ちまして関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、任期満了に伴います国見町教育委員会教育長の任命と、国見町渇水対策施設財産管理委員の選任の同意について、さらには人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める追加議案を予定してございますので、ご報告を申し上げます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（東海林一樹君） 町長提案理由の説明は終わりました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本日のこれからの日程ですが、11時15分より委員会室において議案調査会を行います。その後、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室北側でそれぞれ開催いたします。

あすは午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

本日はご苦労さまでした。

（午前11時02分）

第 2 目

平成30年第2回国見町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年6月20日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 （欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	阿部正一君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	引地 真君
教育委員 長	高橋幸子君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	実沢隆之君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。暑い方は上着を脱いで臨まれても結構です。
ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。
通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領良く発言願います。
なお、この際申し上げます。
各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。
最初に、8番松浦常雄君。

（8番松浦常雄君 登壇）

8番（松浦常雄君） さきに通告しておきました1点について質問します。

それは、中学校の部活動のあり方についてであります。

私は昨年、町内の中学校の保護者から部活動の平日の活動時間が長く、土日も休みがないので子どもの健康が心配だとか、家庭での学習時間がとりにくく、何とかならないかという声を耳にしました。保護者にとっては切実な思いですが、それを学校に伝えることがなかなかできないんです。

ことしの4月には、中学校の生徒から私たちの部はブラック部ですよとか、よその部からもブラック部と言われているんですという話を聞きました。ブラック企業とかブラック会社というのは、月80時間を超える長時間勤務をせざるを得ない状態に追い込まれ、過労死や自殺者を出している事業所であることはマスコミでも報道され、皆様もよく知られていることと思います。本町の中学生からこのような言葉を耳にしたとき、私は大変驚きました。生徒はその苦しみを先生には言えないのが現状なのです。

これも保護者から聞いた話です。ある部のことしの5月と6月の練習計画表は、土日とも午前から午後まで行われていることになっているそうです。休みがないので、習い事も休まざるを得ないという話です。

6月に入って、ある運動部の生徒から外部コーチの目が厳しく練習が大変という話を聞きました。このようなことから、生徒たちにとって部活は楽しいどころか、心身ともに苦痛にさえなっている現状がうかがわれます。私は、生徒や保護者が苦しんでいるこの現状を何とか改善できないかと心を痛めてきました。

5月14日の県内のある新聞に、「無理ない姿目指そう」と題してこんな記事が出ていました。「学校の部活動のあり方について世の中の関心が高まりつつある。論点

はさまざまだ。過度な長時間練習は、生徒の疲労やけがの原因になっていないか。顧問の教員にとっては重い負担ではないか。いわゆるブラック部活がいびつな働き方を許容する労働現場の源流ではないか」という記事です。この記事を読んで、行き過ぎた部活動の現状はこの町の中学校だけの問題ではなく、ほとんど全ての中学校に見られる問題であろうと思いました。

私は、部活動のこの問題をこのまま放置しておいて良いとは思いません。学校の部活動の本来の目的は、児童・生徒の自主的・自発的な参加により、興味・関心を持った種目を選び、努力を重ねて技能を習得したり、目標を達成する価値を学び、年齢の違う集団で人間関係を築くなどが挙げられ、教育効果が広く認められています。

しかし、運動部ばかりでなく、文化系の部も含めて指導者が勝つことに重点を置きあまり、厳しい練習や厳しい叱責、長時間にわたる過度な練習、土日も休みなく活動が行われていることは、生徒にとって耐えがたい苦痛になっています。保護者も子どもたちの健康を大変心配しています。また、教師にとっても長時間労働時間は過重な負担になっています。このような現状は何としても改革、改善されなければならないと思います。

さきに紹介しました新聞の論説には次のような記事もありました。「県教育委員会が昨年6月に初めて実施した勤務実態調査では、過労死ラインとされる時間外労働が月80時間を超えた教職員は、小学校では約4割、中学校で約7割、高校では5割に上った。県教育委員会がことし2月に発表した教職員多忙化解消アクションプランで、部活動の時間制限や休養日設定を盛り込んだのも当然だ」というものです。県教育委員会も各学校の部活動の時間制限や休養日の設定、教職員の多忙化解消を目指しています。

県教育委員会の上にある文部科学省は、部活動のあり方についてどのような対応をしてきたのでしょうか。まず、平成13年には部活動についての指導資料を、平成25年には部活動に関するガイドラインを出し、学校での部活動が学校の教育活動の一環として行われるものであること。生徒の自主的・自発的な活動であること。教師にとって負担過重にならないようにすること。部活動本来の目的が達成されるように適切な運営が行われるようにすることなどを指導してきました。しかし、その指導は、部活動の時間制限や休養日を設定するなどの具体的なことまで踏み込んだ指示がなく、部活動の改善は進みませんでした。

5年後のことし3月に文部科学省は運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを出しました。2016年、平成28年の調査では、休養日が週1日かゼロの中学校は全国で7割を超えた。教育的な意義は認めつつも、部活動の加熱化は歯どめをかけ、教員の働き方改革にもつなげようとするものです。ここに来て初めて具体的な基準が示されました。それには部活動についての適切な休養日の設定を挙げ、3つの基準を示しています。これはとても重要なものですから、教育長から説明をいただきたいと思います。その基準とはどのようなのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） 8番松浦議員のご質問にお答えいたします。

基準についてのご質問でございますが、スポーツ庁が平成30年3月に作成した運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインによれば、その項目の1つの中に適切な休養日の設定がございます。

3つの基準が示されたところでございます。

1点目は、学期中は週あたり2日以上休養日を設け、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日も少なくとも1日以上休養日とする。なお、土日に大会参加などで活動した場合は、休養日をほかの日に振りかえる。

2点目は、長期休業中の休養日の設定についてですが、学期中に準じた扱いを行うと。先ほど述べた1点目の内容でございます。

3点目は、1日の活動時間についてであります。長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的で、それも効率的かつ効果的な活動を行うよう示されたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

8番（松浦常雄君） 質問の2番目ですが、町内の中学校では、町教育委員会の主導のもとに文部科学省が示したガイドラインに基づいて部活動の時間などを見直したと聞きますが、どのような指導をし、どのように改善されたのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 8番松浦常雄議員のご質問にお答えします。

まず、中学校の部活動についてお話をさせていただきたいと思いますが、議員もご承知のように、学校の教育課程外の活動であります。子どもたちや保護者の要望、そして、中学生や高校生の放課後の活動の充実を願う先生方の熱意、また、スポーツ振興を願う先生方の熱意、社会の期待もあって始まった経緯があり、長い経緯のもと、現在では中体連や高体連などの組織も充実し、組織的な活動として定着しているところでもあります。

生徒たちにとっても、中学生になったら部活動ができる、そういう期待も大きく、実際に生き生きと活動に取り組んでおり、教育的な効果も大きいことは先ほど議員もおっしゃいました。また、保護者の期待も大きいものがあります。

中学校の部活動の実態については、基本的な活動や中学校の活動方針、それから課題など、中学校の校長会等で把握しているところでもありますので、その点についてはご理解をいただきたいと思っております。

課題についてどのように改善を図ってきたのかということについてですが、部活動の問題は、校内だけの問題として捉えることが適切だという時代ではなくなっていると思っております。地域の課題として解決を図る必要があると考えております。また、地域に開かれた学校づくりという観点からも、部活動の課題については検討していく必要があります。

本町ではコミュニティ・スクールとして、コミュニティ・スクール委員に学校経営について参加をいただいております。部活動の大きな課題については、コミュニテ

ィ・スクール委員会で検討していただき、解決を図ってきているところです。その結果、議員もご承知のように、スポーツ少年団との連携などで成果を上げてきているところです。学校においては、部活動顧問会など、さまざまな機会課題の解決や共通理解を図ってきているところでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 具体的な改善点まで私は期待していたんですが、どのくらい時間的に短縮されたかなど、その点はどうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 4月20日のPTA総会におきまして、本校における部活動のあり方ということで、今年度の活動について方針を示しております。平日の活動につきましては4月から9月まで、中体連の新人戦までということになりますけれども、平日15分間の短縮ということで具体的に行っております。

中学校の今、授業が毎日ほとんど6時間であることから、授業が終わって、いろいろ帰りの学活等含めて、部活動に入る時間がもう午後4時頃になるのが現実で、実質的に2時間程度となっているのが現状であります。土日については、練習試合や大会等もありますので、いつでも3時間程度というわけにはいきませんが、それ以外の練習のときにはガイドラインに沿った、方針に沿った活動をしているところでもあります。

また、週に土日のどちらかは休業日にしております。また、年間大体50日程度は平日休みにせざるを得ないいろいろな事情がありますので、年間全体として、平日も1日の休養日があります。このように改善を図ってきているところでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 平日、月曜日から金曜日までは1日、土日はどちらかを休みにするというので、2日以上ということがガイドラインには示されているわけですが、数字で50日程度は休みにになっていると言いますが、実際はそうっていないというのが保護者、生徒の話なんです。数字でこういうふうになっていると言っても、それが実際行われていないところに大きな問題があるわけなんです。今まで6時30分だったのが15分短縮して6時15分に終了するという事になっているそうです。しかし、帰り支度をして学校を出るのが6時半として、家に着くのは6時50分から7時ころ。それから夕食を食べて、風呂に入って、宿題や予習・復習という、学校では7時間の睡眠をとりなさいと指導されているが、とてもとてもそんなことはできていないと。先生方は子どもたちのことわかっていないという声さえ聞かれます。私は、もっと短縮できないのかなと思うわけです。

それから、土日どちらか休みをとることになっているにもかかわらず、2カ月もの間、土日両方とも休みなく活動している部が実際にあることです。そういうことを私は見逃すことはできないと思うのです。教育長は、土日休みなく活動している部は、

午前中の何時から夕方何時まで活動しているのかご存じでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 先ほど答弁させていただきましたが、中学校の部活動につきましては、今年度の部活動方針により実施しているところです。この方針につきましては、先ほど来説明させていただきましたが、スポーツ庁のガイドラインや県教育委員会の方針をもとにしているものです。ですが、県北地区では中体連申し合わせ、そしてまた、校長会申し合わせというものを既に作成しておりまして、ガイドラインに先駆けて適切な活動となるように改善してきているところです。その申し合わせの中で、部活動の性質上、練習試合あるいは中体連、吹奏楽コンクールなど、大きな大会の前には弾力的な運用を図るということになっておりまして、中学校ではそういう場合、生徒はもちろん、保護者会にも説明して実施しているということです。より向上したいという中学生の発達段階を考えれば、私は理解できることと考えております。

しかしながら、今、議員ご指摘のように、新しい方針が守られていないという声があることは、生徒や保護者への理解が不十分であったと考えます。十分な理解が図られるよう指導していく考えです。当然、生徒にとって適正な活動となるよう指導もしてまいりたいと考えております。

さらに、毎月の活動計画、活動実績などの確認により、各部の活動内容を把握し、生徒が適切に活動を行い、生徒並びに教員の負担が過度とならないよう適宜指導、是正を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 私は、土日に休みなく活動している部が午前の何時から午後何時まで活動しているのか、具体的なところを質問したわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 今、手許に具体的な時間のデータは持っておりませんので、開始時刻など正確には答弁できません。部活動ごとに、休日の開始時刻については、練習試合の有無や会場の都合などいろいろな事情があります。したがって、部活動ごとに設定しているというのが実態です。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 校長会や、以前から改善には取り組んできたということは私も理解しております。しかし、それが指導者によって守られていないというところが大きな問題でして、私が聞いたところでは、ある部は2カ月間、午前の8時30分から夕方の4時まで活動しているそうです。私はこういうことが常態化しているところに問題があると思うのです。中体連前に練習試合をすることは私も必要性は認めますし、そのための振りかえの休みをとることも考えているわけですから、教育委員会も、多分

指導者も全員が全員こういう状態ではないとは思いますが、中にはこんな長時間活動している部があるわけです。成長期にある子どもにとって、休養は非常に大切だと思うのです。睡眠時間や食事や休養のバランス、そういうことなくしては、病気をしたり、けがをしたり、そういうことが起こりがちなんです。

私がかつて勤務した中学校では、年間を通して部活の終了時間は5時半でした。私は男子テニス部の顧問をしておりましたが、大学生を受け入れて、前期6週間、後期6週間の教育実習がありますので、生徒について指導する時間はほんのわずかしかなかったんです。どういうことをやったかといいますと、始めと終わりの時間だけ行って、子どもとコミュニケーションをとったり、あるいは活動を指示したり、子どもたちの意見を聞いたりしながら、キャプテンを中心に組織的に、かつ効率的な練習法を具体的に指示しました。その結果、ほとんど1回戦で負けていたチームが市内の大会で優勝して、県北大会で2位、そして県大会まで行きました。県大会は残念ながら、優勝した西郷一中に負けましたけれども、ほかの学校よりも1時間以上も練習時間が短い、しかも日曜日の練習は大会前の練習試合を除いて、原則禁止です。そういう中で強いチームを作ることができるということを確認しました。問題はやり方なんです。熱意があっても、長時間活動させたり、子どもの健康などを考えないで突っ走ることが私は問題だと思うのです。

15分短縮したと言いますがけれども、子どもは寝る時間も削らなければならないという状態から考えますと、もっと短縮して、年間を通して5時半にすることも私は可能だと思うんです。いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、練習において効率的、効果的な練習、それから科学的な練習等工夫をして、時間を短縮していくことは必要なことだと考えておりますし、部活動の顧問の先生方もそのように努力をしているところであります。今後もいろいろな練習の工夫等して進めていくところであります。ただ、中学校の実態を言いますと、やっぱり部活動については、子どもたち自身も保護者も考え方はいろいろあります。ちなみに、今年度15分短縮することについて、中学校の生徒会が生徒たちに自主的にアンケートをとったものがあるんですけれども、ほとんどの声はなぜ15分短縮するのか、3年生にとっても最後の大会があるので、十分に活動させてほしいという意見が大半でありました。また、短縮に賛成という意見も当然ありましたけれども、短縮しないでほしいという意見のほうがはるかに多かったという現実もあります。いろいろな声を取り上げながら、部活動については改善を図っていくというのが適切なのかなと思います。

なお、議員ご指摘のように、子どもたちの問題だけではなくて、教職員の過度な勤務時間の課題もありますので、改めて校長会においては課題を指摘し、検討を進めることにしているところであります。

なお、先ほども申し上げましたが、コミュニティ・スクール委員会においても検討

を進めていただきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 教育長の答弁で、いろいろな観点から検討して真摯に取り組んでいるということはよくわかりました。しかし、大人には労働時間が決められていますけれども、生徒には決められておりません。一部の熱心な教職員が勝つことに重点を置き、土日も休みなく、しかも長時間にわたり無謀な活動を続けていることについては、この際改めるようにしていかなければならないのではないかと強く感じているところ です。

中には、部活動が終わってから、スポーツ少年団の活動があるのです。学校では、それは学校外のことだから関係ありませんよということでは済まされないんです。同じ生徒がスポーツ少年団でも活動して、疲労が蓄積している。学校を土曜日休みにすると、土曜日はスポーツ少年団の練習が入ってきて、結果的には土日休みなく活動する実態になっているということは、学校だけでは解決できない問題がそこにあると思うのです。やはり地域のスポーツ少年団の指導者や外部に委託している部活動の指導者の方たちとの十分な話し合いによって、適切な休養を設けることについて共通理解を図っていく必要があるように思います。いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

学校だけで改善できない問題があり、保護者や地域と課題を共有して改善していく必要があるということは議員ご指摘のとおりと考えております。先ほども答弁させていただきましたが、本町におきましては、少子化にかかわる大きな課題もあり、地域の課題として取り組む必要があると考えております。

具体的には、松浦議員もご承知のとおり、コミュニティ・スクール委員会の課題として取り上げていただいているところであります。体育協会の代表の方やスポーツ少年団の代表の方も委員として参加していただいているところであります。もちろん保護者の代表の方もいらっしゃるわけですが、地域の課題として、コミュニティ・スクール委員会において十分今後検討していただき、改善を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 教育長の考え方、姿勢、よくわかりました。これから、今話されたようなことを具体的にされまして、行き過ぎた部活動をぜひ改善していただきたいと思います。

中学校へ入学した生徒は、当初は希望に胸を膨らませ、特に部活動にはどの部に入ろうかとあれこれ考えて、希望を持って入ってきます。しかし、入部した後、過酷な活動が行われ、楽しいどころか苦痛を感じるまでに追い込まれていることは、決して見逃すことはできない問題です。それを解決し、部活動本来の姿を取り戻すには、今、

教育長が話されたような取り組みがぜひ必要なものだと思います。本来の部活動のあり方に立ちかえり、生徒にとって楽しい、実りある活動になるように、町教育委員会の指導力に大いに期待しまして、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、5番佐藤定男君。

（5番佐藤定男君 登壇）

5番（佐藤定男君） さきに通告いたしました内容に基づきまして、一般質問をいたします。

まず、子どもの貧困対策について質問します。

ここ数年子どもの貧困が世界的な問題となっております。国は平成26年に自治体の責務を規定しました子どもの貧困対策の推進に関する法律を施行いたしました。福島県は子どもの貧困対策を加えたふくしま新生子ども夢プランを作成しており、各市町村はこの計画によって対策を進めるとしております。

そこで、国見町の子どもの貧困対策について質問をいたします。

国の調査によりますと、2015年時点の子どもの貧困率は13.9%で、7人に1人が該当しております。この対策策定の前提といたしまして、子どもの貧困に特化した実態調査が必要と思われまじけれども、その調査は行われているのでしょうか。お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 5番佐藤定男議員の質問にお答えをいたします。

子どもの貧困対策のための調査についてのお質しですが、議員がお示しした2015年時点での資料ですけれども、厚生労働省が実施しております国民生活基礎調査をもとにして推計されている数値であると思われまじ。ご承知のとおり、この調査は3年に1回実施されており、可処分所得から貧困率を算出する方法で、経済開発協力機構（OECD）の方式を採用しているものであり、抽出調査ということになっております。

本町において、貧困に特化した調査をしているのかについてでございますが、町におきましては、福祉関係、医療関係、ひとり親関係、母子保健関係、それから学校等において、セーフティーネットとなるさまざまな情報を把握しております。その中には、民生児童委員の皆さんの協力をいただくこともあり、それらの情報こそ実態であると考えているところであります。町では、引き続き子どもが安心して生活できるよう関係機関との連携を密にして対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 各機関の連携によってセーフティーネットを設けているということでございますが、2月4日付の民友新聞によりますと、子どもの貧困問題を解消するため、県内で独自の計画を作成しているのは福島市と矢吹町の2自治体にとどまっているということでございます。この点に関して、当町の計画策定というのはどのようなようになっておりますか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

今、議員からもご指摘がありましたけれども、議員ご承知のとおり、平成25年に子どもの貧困対策の推進に関する法律、これは議員提案で成立したものでありますが、この法律を受けて大綱も策定されたところでもあります。法律の趣旨は、子どもの貧困の解消、教育の機会均等、健康で文化的な生活の保障、次世代への貧困の連鎖の防止、4つを目的にしています。

それを受けた大綱につきまして、大ざっぱに言いますと2つの課題で指標を設けております。1つは経済的なこと、もう一つは学習機会に関することであり、格差を減らして学習機会を保障していくというものであります。議員ご指摘のとおり、現在、この大綱に基づいて教育委員会と保健福祉課等が連携を図って、一体となって具体的な対策を進めているものであります。

本町におきましては、国見の教育の充実を図った国見の教育ビジョン、これは貧困に特化したものではありませんけれども、全ての子どもたちの学びの充実を目指した計画になっております。

それから、幼児教育課で情報提供等のために保護者にお渡している子ども・子育て支援のガイドブック「のびのび」というものがあり、これは計画ではありませんけれども、具体的な支援などの情報提供を行っており、十分に機能しているものと考えております。

今後のことについてであります。子育て世代包括支援センターの設置、立ち上げなども予定されており、また、先ほど申し上げました国見の教育ビジョン及び子ども・子育て支援事業計画の見直しを図る予定であることから、生活困窮者への対応なども含めまして、総合的な計画策定を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 昨年の12月の新聞に記事が載っておりますけれども、国見町は、「ボランティアや場所の確保などで支援」という回答の内容をしております。支援についての内容がなかったのですが、今、全国各地で子ども食堂というのがどんどんできていくという記事を目にしますけれども、国見町では、この子ども食堂についてはどのような状況になっておりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

子ども食堂という名前を使っているわけではありませんけれども、子どもたちの放課後の居場所づくりなど、そういう観点から放課後子どもクッキングクラブということで、有志の方々に子ども食堂のような活動をしていただいているところでもあります。具体的に、観月台の調理室を使っているところでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 子どもの貧困問題についてはさまざまな対策が必要と思われまうけれども、大卒といたしましては、教育長の答弁の中では教育ビジョンの中でいろいろな子どもたちを対象にして対応なされているということなんですけれども、子どもの貧困問題に関して、今後どのような形で取り組んでいこうとしているかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、町の立場からお答えを申し上げます。

子どもの貧困問題への今後の取組みについてでございますけれども、議員のお質しのおり、この貧困問題につきましては、平成24年、5年にかけて国において制定されたというものでございます。

内容については、子どもたちの将来が家庭的、経済的な事情によって左右されることがないように教育機会均等を図ることを目的に制定されたと認識をいたしておるところでございます。

ただ、前段で今、教育長が答弁申し上げましたように、国見町におきましては、貧困対策という国の大上段での制定の前から既にさまざまな支援、情報提供を行っておるということでございます。先ほどお話ありました子育て支援ガイドブック「のびのび」でございますけれども、議員もごらんになったかとは思いますが、さまざまな支援制度の情報、すばらしいものが入っています。これが1冊あると、大体子どもの支援がどういうものかというのが全てわかる冊子になってございますので、こういったもののさまざまな情報提供や、乳幼児の訪問による指導・助言など、さまざまな対応を行っております。また、学校におきましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが子どもや家庭の支援を行っている。あるいは、コミュニティ・スクール委員会の活動、地域学校協働事業による学習支援等々、さまざまな対応を支援という意味で行ってございます。

さらには、議員ご承知かと思えますけれども、要保護・準要保護世帯に対する、新入用品や体操用具等の学用品の支援や高校・大学生に関しましては、無利子の奨学金制度を設けて、進学への支援を行っておるという状況でございます。

私日ごろ言っておりますが、子どもたちは国見の宝であるということでございますので、家庭的な事情や経済的な事情で、一律的に貧困という言葉でくくるのではなく、貧困という言葉でくくりますと、気持ちの問題として健全育成を損なわれる等々の問題もございまして、なるべく子どもたち自身がみずからの意思で将来を展望し、みずからの意思で生きる力を育むことができるように、これまでどおり、私は自然体のスタンスでしっかりと情報提供や支援をします。この情報提供とさまざまな支援は2本の柱だと私は思っておりますので、貧困という形でくくるのではなく今までどおり自然体でしっかりと支援をしていくことが必要なのかなと考えております。

ただ、やはり国でもそういった制度を設けておるということでございますので、貧困というくくりの中で調査や計画を作ることではなくて、先ほど教育長も申し

上げておりましたように、教育ビジョンは31年度に改定になります。それから、子ども・子育て支援事業計画は32年度に改定になりますので、そういった見直しの中で、貧困という名前では恐らく難しいかなと思いますけれども、一部その位置づけをして、従来どおり学校、地域が一体となって、家庭に対するきめ細かな情報提供、それから支援などが行えるようにしっかりと位置づけはしていく。貧困という名前は私は使いたくないんですけれども、これからいろいろ検討しますけれども、なるべくオールラウンドの中での一部として位置づけをしていくということが望ましいのかなと考えております。

先ほど議員がお質しのあった福島市も矢吹町も、子育て支援全体の一部に位置づけしているということですから、先達あらまほしきことなりでございますもので、そういったことを踏まえながら、しっかりと支援していきたいと思っております。

議員と私は、目的は全く同じだと思っております。ただ、貧困という言葉を使うかどうかということが違うということで、目的は同じでございますので、今後ともそういったスタンスの中でしっかりとオールラウンドの計画に位置づけをして、子どもたちの支援をしっかりとやってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいま町長から答弁いただきました。私も貧困という言葉に対しましては、やはりそういうふうに分けられたということで、子ども自身が引け目を感じることもあるかと思っております。町長のお話によりますと、貧困に特化しないで、オールラウンドな形で対応していきたいということでありまして、子育てについては十分な施策を行っているということでございます。私も子育て支援については、この町は大変子育てがしやすい町と、常日ごろ感じており、ぜひ引き続き今までどおりの施策をお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問にまいります。

林道北口線の整備についてであります。

林道北口線の整備については、私自身、平成27年の12月議会において質問いたしました。そのときの答弁によりますと、随時状況を確認しながら対応していくとのことでした。それで、林道北口線の状況に関しまして、どのぐらいの間隔で、また、直近の調査や整備というのはいつ行っているのでしょうか。お聞きします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

現場の確認というお質しであります。林道関係につきましては、北口線に限らず、年二、三回程度、現場を確認させてもらっております。また、最近の現場の確認であります。4月には積雪による倒木、それらの有無・対応、あとは6月上旬には、雑草の繁茂の状況などを確認しているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 北口線に限らず、林道全体で年二、三回の調査ということですが、その調査の結果、実際に整備作業をしたという北口線については、この二、三年の間に整備に関してどのように対応しているかお聞きします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

北口線につきましては、整備という点では既に舗装にもなっておりますし、側溝等も設置しているところでございます。ただし、除染の関係で平成28年には、側溝の堆積物の除去等、除染としての作業は実施しているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 今月の6月3日に萬歳楽山へハイキングの機会があり、参加いたしました。バスに乗って登山口まで行ったんですけども、途中バスに木の枝がひっかかったり、道路幅に草が伸びていまして、道幅がよくわからなかったり、側溝には枯れ葉が大分詰まって、やはり側溝の役割を果たしていないという状況が見受けられました。事故防止の観点からも早急に整備すべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

林道北口線の日ごろの維持管理についてのご質問であります。路肩などの草刈りにつきましては、年2回、シルバー人材センターに委託して実施することとしており、1回目につきましては今月に実施することとして、既に依頼をしているところであります。

また、枯れ葉などの側溝堆積物の除去につきましては、道路パトロールなどにより定期的な見回りを行いまして、側溝としての機能が確保できるよう対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） この林道の整備につきましては、状況を見て対応しているという答弁だと思うんですけども、これは危険な状況になってからの整備では遅いと思うのです。そして、ある程度の大がかりな作業になって、結果的に費用がかさむのではないかと考えます。前回の質問時も私申し上げましたけれども、やはり整備費用を当初予算に組み入れるべきだと考えていますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

林道の計画的な整備、また、日ごろの維持管理のため、今年度の当初予算におきましては、委託料で97万2000円、工事請負費では220万円を計上しているところであります。しかし、北口線に限定した予算ではないため、道路パトロールなどによる現場の状況を踏まえ、交通事故防止など安全の確保を優先に北口線を含めた緊急

性の高い箇所から対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ある程度の金額の予算化はしているということでございますけれども、北口線とは別に林道赤坂線も泉田地区を通っております。この後、赤坂線は半田沼のほうに通じる林道になっているわけですが、その半田沼周辺のところにつきましても、桑折町管理部分と国見町管理部分が分かれております。そこを通りますと、整備の良しあしが少し目立つのです。桑折町の分については良く整備されて、車の通行も気持ちよくできるような状況ですが、国見町の部分についてはそうではないと。これは4月下旬の議員報告懇談会でも、小坂地区で開催したときに地元の方からそういうふうにしても比べられてしまうという意見が出たので、その辺について全体的な管理をお願いしたいと思うんですけれども、お金の問題もあるかとは思いますが、優先順位をどのように考えるかの考え方ですが、ここで町長の所見をお聞かせいただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） では、お答え申し上げますけれども、町ではさまざまな町道や林道、農道を抱えております。そういった中で、予算はそのセクションごとに担保しながら、ここまで対応してきておるという状況でございます。できる範囲の中で、これはやっぱりしっかりとやっていくということがベースなんだろうと思っておりますけれども、そのできる範囲の中でというベースは、危険度合い、安全・安心というものをやっぱり十分担保する。このことはしっかりとやらざるを得ないと思っております。そのために道路パトロール員がございまして、今後も林道も含めてしっかりと行っていくと同時に、危険箇所がもし生じた場合については、スピーディーに除去をする、あるいは整備をするということで基本的に対応していくという形になろうかなと思っております。

町予算の中で、全ての町道、農道、林道をパーフェクトに対応するというのは、至難のわざかなと思っておりますので、それは費用対効果とか、あるいは選択とか、安全度合いとか、そういったことを十分勘案しながら、なるべく町民の皆様には負担にならないような形でしっかりと対応していくということだろうと思っておりますので、今後、私も農道や町道、林道を回らせていただいて、そういう状況を踏まえて、来年度に向けていろいろと検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 以上で私の質問を終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時10分まで休議いたします。

（午前10時58分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、1 番松浦和子君。

（1 番松浦和子君 登壇）

1 番（松浦和子君） 平成 30 年度第 2 回定例会において、さきに通告いたしました内容についてお伺いいたします。

道の駅国見あつかしの郷の来場者が 5 月 30 日で 200 万人を突破いたしました。まさに驚異的な数字であります。道の駅国見あつかしの郷オープン前に、まちづくりの拠点として町の活性化を図るといふ大きなテーマが掲げられておりました。商店街との連携を図り、活性化に向けてどのような施策が行われているかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 1 番松浦和子議員のご質問にお答えを申し上げます。

道の駅と商店街との連携による町の活性化についてでございますが、これまでの事例を申し上げますと、まず、商店街の会員の中には道の駅の出荷組合となり、自社商品開発、店舗とあわせての販売活動を積極的に展開され、多額の売り上げを上げている方もございます。商店街で今、会員として 20 名程度いらっしゃいます。商店街との連携の評価に値する事例と考えておるところでございます。

また、昨年、義経まつりにおきましては、ご案内のように商店街、それから文化センター、道の駅を連携することで来場者の回遊を図り、商店街と道の駅との連携についても対応し、その結果を模索したところでございますけれども、数多くの来場者があり、連携が図られた事例かなと考えております。

さらに、町ではこのたび道の駅の来場者を商店街や町内の観光スポットへ回遊してもらうために、国見町の周遊マップを作成しました。ごらんになったかと思いますが、見開きの中には、藤田商店街がすぐ出てくるんです。こういったマップを作成して、商店街、それから道の駅の連携も含めた対応を図ろうということで、現在商店街、そして道の駅で開放しながら、この町全体の活性化を図るといふようなことで対応を行っておるところでございます。

また、商工会の皆様に対しましては、道の駅のエリアにおいて商店街のチラシの配布や、商店街の日を設けて、ぜひ道の駅で販売活動や普及活動を行うよう提案などをさせております。先般新しくなった商工会三役の方にも、ご提案をさせていただいたということでございます。

また、さらに、先般実施をいたしました商工会の青年部との意見交換会がございました。その席上で、8 月実施の夏祭りにおいて道の駅との連携をしたいというご提案がありまして、現在その内容等をいろいろと模索、検討しておるといふ状況でございます。

いずれにいたしましても、道の駅には多くの来場者がございます。先ほど議員もお

っしやいましたように、5月30日で200万人来場、今週末で210万人になります。来場者の中では、大体五十数%、60%近くが県外から来ており、福島県の中でも約三十数%あるということで、町外からの来場者が大体90%を超えているという状況でございます。こういった来場者が町のみではなくて、県外、町外から数多くいらっしゃることは町の活性化あるいは経済の活性化につながっております。こういった来場者を逃す手はないと私は思っておりますので、いかに来場者を商店街に回遊させるかということと同時に、商店街の方々も20名ほどいらっしゃいますから、そういった資格組合員の方々が商店街の日などを設けて、道の駅に来て販売をするなど、その流れの中で売り上げが上がる。回遊すれば、当然売り上げが上がる。やはり双方向で、行く、来る、そういったことも含めていろいろと対応していく。そのことによって、私はこの町全体の活性化につながっていくのではないのかなと思っております。その辺の意識を持ちながら、今後とも商工会含め、いろいろな方々と連携しながら前向きに取り組んで回遊してもらい、来てもらい、業者の方に来てもらってそこでやってもらう等々、しっかりやることによって、さらなる活性化にぜひつながってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） ただいま町長より、私も考えていたような答弁をいただきました。考えが一致したところもありますけれども、道の駅に多くの来場者がある、それで、道の駅のその人の流れを、人をいかに商店街に呼び込むかということが大きな課題ではないかと思えます。魅力ある商店街を取り戻すためにどうしたらいいのかということがこれから大きな課題になっていくと思えます。

国見町には、10年続いた桜のうたがありました。それから、ひなの会のつるしびなもやっている女性の方たちがいらっしゃいます。国見町の女性は、非常に企画力や発想力などにすぐれている方がたくさんいらっしゃいます。その方たちと町と商工会と、あと、余り組織にかかわらないいろいろな考えを持った女性たちが自由に参加できるような、お互いに意見を出し合って、そこで議論をして、そして魅力ある商店街、魅力ある町並み、そういった魅力ある人が来る、人が行き交う通りを作っていくということが、これから必要ではないでしょうか。多くの町民の皆さんの声を聞きながら、そして、私はやはり女性の声を大切にしていかなければ、商店街というものは作れないのではないかと思います。シャッターが降りたままのお店が増えました。では、どうしたらいいんだろう、こうしたらいいんだろうというアイデアは、やはり女性にかなわないと思えます。私はそういったものを本当に大きな声で発言していただいて、そこから議論をして、より良い商店街、そして道の駅との連携を図っていただきたいと思えます。

次に移ります。

質問の前に少し時間をいただきたいと思えます。

今定例会初日の町長提案理由説明にもございましたが、6月16日の新聞に掲載さ

れておりました国の文化審議会が6月15日に文部科学大臣に対し答申された中に、阿津賀志山防塁の二重堀始点地区と下二重堀地区の一部が国史跡に一部追加指定も含まれており、近く告示され、正式決定されるとの記事でした。さらには、町長、教育長の喜びのコメントも掲載されておりました。また町の宝が一つ増えるということであろうと思います。町民の皆さんにとりましても、大変うれしいニュースであったと思います。

それでは、質問させていただきます。

町のシンボルとしての阿津賀志山の整備を町民の皆さんは強く望んでおります。平成29年の9月議会で阿津賀志山の整備について質問をし、いただいた答弁では、阿津賀志山の整備構想は平成19年に策定委員の方が立てた策定で、その後、町が策定した計画であるとの答弁をいただきました。さらに、中心となる道の駅の整備、歴史まちづくりと流れがあり、平成28年3月の第5次国見町振興計画後期計画の策定では、有識者からの意見、提言として5点ありました。

1点目は、国見にしかない地域資源を最大限生かすこと。2点目は、食べる、買う、遊ぶといった体験型のサービスを作ること。3点目は、人が来たからだけでは変わらない。地域がもうかるビジネスモデルを作ること。4点目は、他人に伝えたいくなる感動や意外性を作って話題性を高めること。5点目は、人材育成として交流と連携で持続的戦略がとれる地域のプロデューサーを育てることでした。

以上の5点を踏まえ、町のオリジナルの取り組みが必要との答弁でしたが、その後、具体的にどのように進められているかお伺いたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

いただいた提言に対しての具体的な取り組みはどのようなものかというお質しですが、まず、提言の1つ目ですが、国見にしかない地域資源を最大限に生かすことですが、これはまさに歴史まちづくりの取り組みであろうかと思えます。歴まち計画に取り上げました、今ほど議員にお話しいただきました阿津賀志山防塁や、奥山家住宅、中尊寺ハスなど、国見の宝を生かした観光力、魅力アップを進めてまいりたいと考えているところでございます。

2つ目が、食べる、買う、遊ぶといった体験型のサービスを作ることですが、これにつきましては、女性応援団ツアーやくにみしゅらんモニターツアーなどが体験ツアーということで好評をいただいているところでございます。特に、モモやリンゴの収穫体験が参加者に喜ばれてございまして、生産者にとっても自信につながっているところでございます。

3つ目が、地域がもうかるビジネスモデルを作ることですが、これまでの事業の成果から、果物の収穫体験や旧家での家庭料理のふるまいなど、首都圏から参加の皆さんはお金を払ってでも体験したいと多くの声がございました。今後、民間の取り組みになろうかと思えますが、道の駅や地域を巻き込んで有料の体験ツアーなどが考えられるところでございます。

4つ目が、他人に伝えたいくなる感動や意外性を作って話題性を高めることをごさ
いまして、これにつきましては、町では観光ガイドの育成に取り組んでいるところで
ございます。文化財ボランティアを中心に、案内人養成講座を開催をいたしまして、
文化財や観光スポットに価値づけをして、物語として説明できるガイドの育成を
目指しているところでございます。

5つ目が、人材育成として交流と連携で持続的戦略がとれる地域のプロデュー
サーを育てることをごさいますが、国見町の特徴を生かした着地型観光を推進する
ために必要な人材でありまして、訪れる人と歴史資源や農業などのコンテンツを
つなぐ役割がございまして、町内でも民間で取り組む動きがありますので、見守
ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、5点の提言に対する取り組みについてお答えしましたが、今後とも阿津賀志
山を十分意識した観光力づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理
解くださるようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 5点について、ただいま答弁をいただきましたが、私は5点の中
で一番注目したい点は、1点目の国見にしかない地域資源を最大限生かすこと、そし
て、5点目の人材育成として交流と連携で持続的戦略がとれる地域のプロデュー
サーを育てることの2点です。

1点目の国見にしかない地域資源というのは、歴史ということですが、町民の皆
さんが考えているほど町は力を入れていないのではないかという懸念が持たれてお
ります。その点についてどのような考えかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

町が歴史に力を入れていないのではないかという声があるというお質しでござい
ますが、先ほど申し上げましたとおり、町では歴史まちづくり計画を、これは平成
27年に国の認定を受けまして策定しておるものでございますが、これをもとに歴史
を生かしたまちづくりということで、さまざまな取り組みを行っているところでござ
いまして、その中で町民の皆さんに理解していただけるようなまちづくり、歴史を
生かしたまちづくりを推進しているところでございますので、ご理解いただければと
思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 歴まちづくり全般では、確かにハス池、先日も歴史公園のお話を伺
いました。今回、文化審議会からの答申もありまして、タイミングよく説明会が行わ
れたと思っておりますし、歴史公園についても楽しみです。しかし、一番そのもとと
なる阿津賀志山、以前も質問させていただきましたが、文化庁が国指定にしたきっか
けは、阿津賀志山の山頂から3.2キロの防塁が見渡せる、これが決め手になって国

指定を受けたわけです。それがどうも私は置き去りにされているのではないかという気がしておりますが、その点はどうでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えをいたします。

町のシンボルであります阿津賀志山の山頂の整備が進んでいないのではないかと、うお質しかと思っておりますが、今ほど申し上げました歴史まちづくり計画の中では、第1期整備、10年間の整備の中で阿津賀志山の山頂につきましても計画にありますし、今ほど策定をしてございます阿津賀志山防塁整備基本計画の中におきましても、国道4号北側地区の整備とあわせて、山頂部の整備についても検討していくということで計画の策定を進めているところでございますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうからも答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、松浦議員お質しのように、この阿津賀志山という山が存在することは、私はすばらしい、意義のあることだとまず感じております。歌にも阿津賀志山が出てきますし、何度も阿津賀志山と使っており、まずはすばらしいことだなということは議員の皆様も異口同音に共通のことなのかなと思っております。

今から800年余前の1189年に源頼朝と奥州平泉の戦いがある、奥州合戦。それで二重堀が整備されて、そこで戦われて、いわゆる武家社会ができ上がったという、まさにシンボルのエリアが阿津賀志山をベースにあるということでございます。

冒頭の説明でも昨日申し上げましたけれども、実は全国のシンポジウムや、東北のサミットにおいて、歴まち計画の中で阿津賀志山の話、二重堀の話をしていただきました。懇親会の席上では、皆さん異口同音に「いやあ、国見ってすごいね」と。つまり歴史が深いね、古いねというお話でした。最近、歴まち計画を作る市町村は近世が多いんですね。江戸、明治あたりがほとんどなんです。ところが、国見町はそうではないよと。まさに原点の800年以上前の話だと。これはすばらしいねということで、国土交通省等々からもいろいろ話をいただきました。ということで、確かに松浦議員がおっしゃるように、そのシンボルをどうするんだということは非常に大切ななと思っております。

まず、ソフト面、観光面になりますけれども、道の駅も「あつかしの郷」になりました。それから、「あつかし歴史館」もあります。それから、「あつかしさん」というお酒もあります。「阿津賀志山」というもなかなどいろいろございます。あつかし、あつかし、あつかしということで、いろいろシンボリックに対応してきておるということは町も含めて、あくまでもソフト面になりますけれども、しっかりとここまで対応しておると思っておりますので、これはやはり阿津賀志山というものをしっかりとPRしながら、さらに前に進めていくということが非常に大切なかなと思っております。

問題はハードの整備です。道路の問題やトイレの問題、あるいは展望の問題など、

恐らくおっしゃっているのはその辺ではないかと思うんですけども、これはやっぱり費用対効果の問題がありまして、ある人いわく100億円ぐらいかかるんじゃないのと言う方もおりますし、身の丈に合った形でやろうとすれば、国見町で今すぐそれに手をつけるというのはなかなか難しいという感じは私個人はしています。

ただ、問題はやはりそういった制度の中でどうするか。つまり、国・県等々の制度の中でどういうふうにできるかということを実際に考えないと、なかなか実現できないと私思っていますので、いろいろと今チャレンジはさせていただいております。

そのチャレンジの一つとして、この前、史跡の追加指定の答申をいただきまして、歴まち計画の中で阿津賀志山防塁周辺の公園の整備について採択もいただき、応分の予算の内示がございました。本当に私もびっくりしたんですけども、何とか前に進めることができるようになったということで、これは国・県のご承認をいただかないと、国見町ではなかなかできません。これは財政的にも松浦議員十分ご承知だと思いますが、これをやっちゃったら国見はすぐにパンクしますので、そういったことを十分踏まえながらどうするんだと、国・県の補助があった時点でどうするんだということを考えていくということが私は必要なかなと思っていますので、それにしっかりと今チャレンジさせていただいております。

ということで、十分阿津賀志山について意識しております。今、ソフト面で頑張っています。とにかく今はソフト面でPRして、阿津賀志山あるんだよと、阿津賀志山こういうことなんだよということをどんどんPRしていくと。いわゆる安達太良の智恵子抄のように、国見町の阿津賀志山もしたい。ですから、そういうPRをどんどんやっていくことがまずベースだろうと思うんです。それと並行しながら、いかにその整備が模索できるかということも今後しっかりとリサーチしながら対応していくと私は思っていますので、二面性で今後もしっかりと考えていきたい。ただ、当面、二重堀周辺の公園整備は国がOKを出しておりましたから、これはできます。これから申請しますと起債もOKになります。ですから、それはできると思いますけれども、あとは山の遊歩道も含めたいろいろ構想ははっきりあります。それは私も見ているので、そこは十分意識をしながら、今後しっかりと検討をして、長期スパンだと思います。補助制度がしっかりと見つかった時点という形になりますけれども、しっかりと前向きに取り組まざるを得ない、シンボルの山ですから。そういった意識は持っておりますので、ご了承を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） ただいま町長より前向きに検討するという答弁をいただきました。

私は、平成28年6月議会、そして平成29年9月議会と今定例会で3回目の阿津賀志山整備に関しての質問をさせていただきました。幼いころ、たんがら山の愛称で町民に親しまれてきたその阿津賀志山整備の質問を行うたびに、町民の皆さんから町のシンボルである阿津賀志山に親しみを持ち、また、誇りに思える場所になってもらいたいと願っております。そして、それと同時に、町民の皆さんからもいろいろな情報

が私に寄せられるようになりました。今回も議会前に三十三観音の位置図等を資料として届けてくださった方もおられます。整備に順序がありますし、予算のこと、いろいろな課題があるということですが、町民の皆さんの声にしっかりと耳を傾けていただき、町民の皆さんが何を求めているかということをしつかり認識していただいて、町長のおっしゃるチャレンジをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、2番村上 一君。

（2番村上 一君 登壇）

2番（村上 一君） さきの通告に従ひ、くにみ農業ビジネス訓練所運営について、質問させていただきます。

くにみ農業ビジネス訓練所運営費に2000万円が一般会計に計上され、農産物販売収入475万円が見込まれておりますが、くにみ農業ビジネス訓練所関係予算は、今後特別会計に計上し、経営分析が判断できるようにすべきと考えるが、所見を伺ひます。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 2番村上 一議員のご質問にお答えいたします。

くにみ農業ビジネス訓練所運営におけます会計区分に関するご質問であります、訓練所につきましては、研修施設であるとともに野菜の栽培施設でもありますので、農産物販売収入といたしまして475万9000円を歳入に、歳出におきましては、農業振興費と区分するため新たに予算科目を設定いたしまして、運営に係る経費2000万円を一般会計当初予算に計上したところであります。

訓練所の予算といたしましては、他の農業関係予算とは区分しているところでありますが、特別会計として設置することが適当かどうかについては今後の事業の運営状況を踏まえながら検討していきたいと考えているところであります。

また、訓練所としては、農業の振興、活性化を図る施設であり、利益を追求する施設ではありませんが、野菜の栽培施設として独立採算的な運営の可能性についての、経営分析を行うことは必要であると考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 施設整備は充実しているのですが、各所に何か過剰投資されていると感じました。その例として、4棟のビニールハウスがありますが、最初のうちは手動のビニール巻き上げ機が設置されたんですけども、この間見に行った時には、電動のビニール巻き上げ機が設置されておりました。それは過剰投資ではないかと思ひましたが、伺ひます。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

過剰な投資ではないかというご質問であります、限られた職員、臨時職員も含めまして、作業を行っており、効率的な運営となるよう考えまして、そのような対応を

したところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 平成30年度くにみ農業ビジネス訓練所の短期研修には、農業経営研修があり、経営記帳、農業簿記による収入と支出、資産と負債の把握、経営分析が含まれておりますが、町内の各農業者が農業簿記を実践し、青色申告になるような研修内容とすべきと考えるが、伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

農業経営研修につきましては、各農業者が農業簿記を実践し、青色申告者となるような内容とすべきとのご質問であります。研修の内容といたしましては、初歩的な帳簿の記帳から経営分析まで、計4回にわたり開催することといたしております。一般論であります。農業簿記に取り組むということにつきましては、農業経営の改善、それと、所得税の申告が主な目的であると考えております。研修を受講された皆さんが所得税の確定申告において青色申告に取り組むかの有無につきましては、研修を受講された皆さんがそれぞれ判断されるものではありませんが、そのきっかけになれば良いとも考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） その中で、農業簿記の研修となっておりますが、農業の経営分析には複式簿記が重要であると考えますが、複式簿記などは考えているか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

現時点では一般的な農業簿記ということで考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 研修を受けて、将来稼げる農業を目指し、定住まで図っていくためには、各農産物の原価計算、損益分岐点を見出すことは不可欠と思うが、町の考えを伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

くにみ農業ビジネス訓練所を整備するにあたりましては、議員お質しのとおり、訓練所での研修を通して農業の担い手の育成や園芸作物の振興を図り、稼げる農業のビジネスモデルを構築することとしており、あわせて新規就農者等の定住化も目指していくものであります。

ご質問にあります農産物の原価計算と損益分岐点を見出すための研修につきましては、農業経営研修において経営分析も行いますので、財務諸表の作成などを通して研修していただければ良いと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 農業ビジネス訓練所で野菜の選定は、地元農家の出荷がかぶらない配慮の選定、また、土壌改良を兼ねた野菜栽培であるが、今後、収益性のある野菜選定の考えはあるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

今年度は初年度ということで、16品目、エダマメやトウモロコシ、インゲンなど、いろいろ作付を進めている状況となっております。今後につきましては、今年度の栽培、そのような状況も十分把握、検討しながら、収益性のある作物も検討していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） トマトの養液栽培ですが、経済的に考えるとリスクが伴うと考えますが、その点はいかがでしょう。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

トマトの養液栽培につきましては、いろいろ先進的な栽培をなさる農家とか、関係機関のお話なども聞きながら、まずは栽培しやすいという観点にも立ちまして、トマトという品目を選定したところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） くにみ農業ビジネス訓練所は研修施設であるとともに、農産物収益を向上させ、採算を考慮する経営施設でもあると考えます。このことから、経営の健全性を見える化するべきと考えます。具体的には、くにみ農業ビジネス訓練所年報を発行し、事業概要、農産物の原価、短・長期計画、町内農業情勢を示し、町内農業経営の指針となるように、独自の事業にすべきと考えるが、町の考えを伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私からお答えを申し上げます。

くにみ農業ビジネス訓練所、農業経営の指針となる独自性のある事業とすべきであるというご質問でございます。

まず、くにみ農業ビジネス訓練所は、先ほど来、課長申し上げておりますように、町の基幹産業であります農業の活性化を図るために、先駆的な地方創生事業の一環として設置をしたということで、59市町村で2番目の設置で、いわゆる特化する形で農業振興、国見町は農業がベースですから、そういったことで設置をさせていただきました。

実際の農業経営を行うにおいては、やはり野菜の売り上げ、それから栽培に関する費用を把握する、いわゆる経営を把握することは極めて重要なポイントだろうと思っ

ております。この点、町では新規に農業経営を開始する担い手、現在農業を営んでいる方を対象に実践的な栽培技術あるいは経営知識等を含めた農業技術を取得するための研修を実施することと、実際もうスタートしておりますけれども、野菜の多目的栽培体系を確立する、それで、生産者の農業所得の向上を目指すといったことで、さまざまな研修も含めてこれからやっていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、この訓練所の主な目的は、やはり国見町の農業の活性化を図る、特徴的な、先導的な施設でございますので、その研修内容、その効果というものを充実させていくということが非常に重要な課題かなと考えております。そこがやはり農業の振興のためにビジネス訓練所があるということがベースだと思っております。しっかりと町民と連携し、研修をやりながら、そこをベースにさらなる農業の活性化、町全体の活性化にどうつながるかがやっぱり重要なポイントだろうと私自身は思っておりますので、まずは基本的な運営を行っていくことだろうと思っております。

なお、研修の副産物でありますトマトをはじめとするもの、これもきのうの冒頭でいろいろ申し上げましたけれども、既にミニトマトと中玉トマトも販売スタートしました。また、トウモロコシやエダマメも近く販売に入ります。農業製品の収益を訓練所の運営に充当させながら対応していくことは、なるべく特財として対応していくことをしっかりと意識をしていきたいと思っております。

また、議員よりご提案をいただいた町内農業経営の指針となるような年報の作成です。これにつきましては、やはり訓練所事業というものが独自性のある事業、運営であるということでございますので、やはり町民の皆様方に周知することも非常に重要であろうかなと思っておりますので、年1回年報を発行するということは十分意識をしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 実際にあそこで栽培されたミニトマト、中玉トマトが6月14日から収穫して、道の駅で販売されているということなんですが、道の駅のお客さんの反応はどうか、お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答え申し上げます。そのミニトマト、トマトに対するお客さんの反応でございますけれども、私、朝昼晩と行っていますが、非常に売れ行きがいい状況で推移しております。私も試食しましたがけれども、非常に甘いんですね。養液というのはあれほど甘くなるのかなという感じもしましたがけれども、非常に甘いです。特に、黄色玉と赤玉あるんですけども、黄色玉はさらに甘さが濃いんですね。当然中玉もいいですし、朝持っていくとほとんど昼はないと、それでまた持っていくということで、結構売れ行きはいいと認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 今後とも農業ビジネス訓練所で研修された方々が、新しい農業経営

の感覚を身につけ、稼げる農業を目指し、国見町農業の起爆剤になるようにご期待申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午前11時54分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 午前に引き続き、一般質問を続けます。

10番阿部泰藏君。

（10番阿部泰藏君 登壇）

10番（阿部泰藏君） さきの通告に従いまして、30年度産米の作付について質問いたします。

国では平成30年度から減反廃止、生産調整の配分の廃止、直接支払交付金を廃止することになりました。しかし、県や町では、やり方を変えただけで実際に行われています。この国との違いについて質問いたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 10番阿部泰藏議員のご質問にお答えいたします。

議員お質しのとおり、国による米の生産数量目標の配分は平成30年産米から廃止となったところであります。しかし、平成30年産以降も需要に応じた生産・販売の重要性は変わらないとしております。そのような情勢の中、県におきましては、需要に応じた米の生産と水田農業の所得向上のため、平成30年以降の水田農業の推進方針を策定しております。その中で、県内における生産数量の目安を設定いたしまして、あわせて市町村ごとの目安が示されたところであります。町地域農業再生協議会といたしましては、生産数量の目安の設定は必要との判断のもと、県から示された目安に基づきまして、各生産者へ配分し、協力をお願いしたところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 生産調整は国の食料の根源をなすところであります。したがって、生産調整はやっぱり農水省をはじめとした行政で行うのがなぜ悪いんでしょうか。国でやらなくなったのに対して、行政でやる必要がないということはどういうことなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、国としては配分はしませんということではありますが、県も町

も行政機関でありますので、県、町といたしましては、やはり需給のバランス等々を考えまして、必要なものとして、今回生産者の皆さんに配分をしたところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 平成30年度の町内の生産調整配分は、JAふくしま未来が担当することになったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

町における生産数量の目安の配分につきましては、町や農業関係機関・団体が会員となります町地域農業再生協議会におきまして協議、決定をいたしまして、生産者の皆さんに対する通知につきましては、米の生産調整に関する認定方針作成者でありますふくしま未来農業協同組合の組合長名で発送をしているところであります。生産数量の目安の配分につきましては、町や農業団体が連携しながら、それぞれの立場で事務的な作業を担当しているものであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 生産調整は町も担当して行うという答弁を伺いましたが、国の方針としては、この生産調整を行うに対して、生産者団体、集荷業者団体が中心となって需要に応じた生産を行えるよう行政、生産者団体、現場が一体となって取り組むとなっていますが、これを中心としたということは、中心が生産者団体、集荷業者団体、これは誰が見たって農協なんですから、農協を結局主役にして、行政が脇役になったと私は感じるんですが、いかがですか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、農業協同組合がその生産調整に関する方針を作成し、農林水産大臣の認定を受けることとなっております。そのほか法令の条文では、生産調整方針に関する助言、指導という項目もありまして、生産調整方針の作成及びその適切な運用がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業の振興に資すると認められるときは、必要な助言、指導を行うように努めるという規定もありますので、連携して取り組んでいるという状況になってございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） ただいま答弁の中で、助言をすると伺ったんですが、農協が中心となって、この生産調整を行うということが果たしてできるのかと思っているのです。農協といえば誰でも知っているけれども、組合員のために農協が作られて、そして組合員のためにやっているという方針なんですが、農協の人は金融と共済を大黒柱にして、スタンド経営やお葬式、あるいは生産資材を売ったりしているのですが、結局、生産者のためになるのだろうかと感じられるんですが、こういった事業に関しても行

政が助言するのですか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

さきの答弁で指導、助言という答弁をさせていただきましたが、今回は米の生産調整に関する部分についてのお話をさせていただいたものでありまして、その他のJAの事業の関係については該当しないと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次の質問に移ります。

平成30年度の生産調整配分が増加になっていますが、近年の町の生産調整の達成状況について伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

近年における米の生産数量目標に対する生産数量実績についてのご質問であります。過去3年の実績について申し上げます。平成29年産米につきましては、目標面積344ヘクタールに対しまして、作付面積が330ヘクタール、平成28年産米につきましては、目標面積350ヘクタールに対しまして、作付面積が344ヘクタール、平成27年産米につきましては、目標面積が362ヘクタールに対しまして、作付面積が360ヘクタールであり、それぞれ生産数量目標の範囲内での作付が行われております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 町では、過去3年間はいずれも生産調整配分に対して達成しているということですが、1年間に対して生産調整が必要な分というのは、年間8万トンと言われておりますが、続けて生産調整は必要と私も感じております。その中で、都道府県によって、ことしの作付も普通だったらこういう状況なんだから生産調整は必要なんだけど、増産に向かっているところもあるんですが、こういうのは県単位として皆一律に生産調整が必要だと思うんですが、公平的に見れば、どこが増産にかかわっているということはどういうことなんでしょうか。ちょっと伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

情報の範囲内ではありますが、47都道府県のうち目安の配分をしないのは2つと。あと、増産に向かっているという情報もいただいておりますが、それぞれの地域に応じた米作りを進めているものだと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 質問は通告に従い、端的に行うようにしてください。

10番（阿部泰藏君） はい。

本年度産米の豊作や過剰作付などによって米価下落が想定されますが、この下落に

関して対策は最初からあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

平成30年産米の作柄による豊作や過剰な作付による収量増に伴う米価の大幅な下落が懸念されるため、その対策についてのご質問であります。まず、作柄につきましては、現段階では見通しがつかない状況であります。また、生産者においては、生産数量目標の配分の、今まで減反の廃止との認識が浸透し、加えまして、需給環境から米価が上昇し、主食用米生産の意欲が拡大しているとも言え、現実的に主食用米の作付が拡大されれば、需給のバランスが崩れ米価の下落につながるものと考えております。そのような状況に至らないようにするための対策といたしまして、平成30年産米の生産数量の目安の配分を行ったところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 飼料米の作付について、補助金の誘導によって作付の拡大が行われておりますが、需要について伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

平成29年の飼料用米の生産実績につきましては、全国で48万トンであります。国の目標といたしましては、平成37年、西暦2025年には110万トンに拡大することとしております。このことは、当然飼料業界の需要に応じた国内需要を見込んでのことと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次に、国見町の平成29年度飼料米の作付目標と実績、平成30年度の目標と作付状況について伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

平成29年度の飼料用米の作付予定面積と作付実績面積、平成30年度の作付予定面積と現時点での作付申請面積についてのご質問であります。平成29年度は予定面積70ヘクタールに対しまして、実績面積が72ヘクタールとなっております。平成30年度につきましては、予定面積が75ヘクタールに対しまして、現時点での把握している申請面積であります。69ヘクタールとなっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 飼料米には多額の補助金が使われております。食用米以上の収入を得ることができると説明会のパンフレットには記載されておりますが、なぜ飼料米が進まないのか。食用米に対して、それよりも収入があるということは、もっと作付があつていいと思うんですが、何か障害があるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

障害というよりも、計画に基づきまして生産作付を進めているという受け取り方を
してございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 町の5カ所で行った作付説明会のとき、飼料米の作付に対しては
そういう質問は出なかったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、作付の関係の地区説明会は5回開催しております。その中で
は、議員が危惧されているような質問等はございませんでした。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 飼料米というと動物の餌ですが、食用米は人が食べるんですから、
両方作っていて混入ということが起きると、これは大変なんだろうが、こういう点
でも質問はなかったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

先ほど申しましたが、説明会ではそのような質問はありませんでした。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次の質問に移ります。

飼料米補助金というのはいつまで続くかというのが、これが問題なんです、作れ
作れと言って、作った途端にやめてしまって補助金がなくなることが心配されるので
すが、これはいつまで続くのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

飼料用米の生産に対する交付金がいつまで続くのかとのご質問であります、国の
農業政策に伴うものでありますことから、国にも問い合わせをいたしました、明確
な回答はいただけませんでした。町といたしましては、今後とも国の動向を注視して
まいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） いつまで続くかということが、作る人にとっては心配な部分であ
ると思うんですが、次の質問に移ります。

平成30年度から水田農業改革が行われます。この改革によって、生産者はどんな
メリットがあるのか、これについて伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

ご承知のように、平成30年産米から新たな米政策がスタートしたところでございます。これは、生産者みずからがその需要に応じ経営判断や販売戦略により生産を行うために、生産数量目標の配分等を廃止した改革であると考えております。

また、生産数量目標の配分にかえまして、国は米の需給調整に関するきめ細かな情報の提供と、飼料米、大豆等の戦略作物生産に関する助成と産地交付金は継続するとされておるところでございます。

この改革は国の改革ということで申し上げますけれども、この改革による生産者のメリットでございますけれども、生産調整により縛られることなく、それぞれ産地、生産者の独自の判断で栽培、販売が行われるため、積極的に米生産を行いたい生産者には、自主性という大きなメリットがある改革であったと考えております。

いずれにいたしましても、今回の米政策につきましては、生産者の自立的な経営判断を促す政策でございまして、ある意味で言えば、米生産の地方創生的な位置づけを行う改革でございまして、米生産に関する未来に向けた大きな転換のある改革であったと考えております。町といたしましては、この改革が全体としまして米生産者にとってデメリットにならないように、今後とも国・県の動向を十分注視してまいります。特に県の動き、考え方は今後の国の方針、いわゆる生産量をソフトランディングさせるためのものと考えております。いずれ、その枠もなくなると考えておりますので、そういった国・県のさまざまな動きを十分注視しながら、町としてはしっかりと対応し、農業者をしっかりと守っていくと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 水田農業改革は、国のそういった農業改革の基本でございますから、今後とも10年先、20年先を見通した改革をこれからも順次行ってほしいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、7番渡辺勝弘君。

（7番渡辺勝弘君 登壇）

7番（渡辺勝弘君） 平成30年第2回定例会にあたり、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

内容は、地方創生における当町の展望についてであります。

国では、人口減少に歯止めをかける手段として、平成26年より地方創生を打ち出し、雇用対策、移住促進に向けて取り組んでおります。しかしながら、東京一極集中にブレーキがきいていない実態が鮮明となり、雇用対策や移住促進に取り組むものの、看板は掲げたが成果が乏しいとの批判報道が出ているが、当町の今後の地方創生の取り組みについてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 7番渡辺勝弘議員のご質問にお答えを申し上げます。

地方創生への今後の取り組みについてでございますけれども、町におきましては、いち早く県の派遣職員の配置と総合政策室の設置により、地方創生総合戦略の策定に取り組み、この事業全体で着実に事業の進捗を図ってきておると考えてございます。

具体的には、議員ご承知のようにプレミアム商品券の発行から入りまして、ご当地じゃらんの発行や農物語、食卓図鑑等々さまざまな冊子の発行、ママまつり、木育セミナー、ヤングカレッジなどの若者支援、道の駅の食の支援、農業ビジネス訓練所の設置など、さまざまな事業の実施をしてきたところでございます。

町民にも私はこういったものが全て見える実績かなと。特に農業ビジネス訓練所は、皆さんよくわかっていませんけれども、地方創生事業でやったということで、まさに見える化ということで、さまざまな面で見える化した形で私はむしろやってきたかなと、認識をまずいたしてございます。

また、移住・定住の促進についてでございますけれども、ご承知だと思いますけれども国見ニュータウンへの被災者割引制度や、こちらで生まれて、東京に行って、また戻ってくるといういわゆるUターンでニュータウンに入っている方が結構いらっしゃるんです。そういったさまざまな実績や、地域おこし協力隊の皆様方、さらには首都圏からの移住のマッチング、キャリア官僚の方もこちらに入っていますし個別に見ますと、この移住・定住もさまざまな実績はあるんです。ただ、一気にどうこうということではありませんけれども、実績として私はかなり出ておるかなと。むしろ59市町村の中でも、そういった個別の実績はいろいろ実っておると考えております。

ただ、議員ご承知のように、我が国全体で人口減少がどんどん進んでおるということとでございますので、我が町のみが独自の施策で独自に人口に歯止めをかけることはなかなか厳しいものがあるかなと思っております。

実は、国立社会保障・人口問題研究所の調査によりますと、2040年に国見町は6,200人ぐらいまで人口が減少するという推計が出ています。できるだけ地方創生事業等によりまして、なるべく7,500人ぐらいまで戻そうということで、各種事業をやっているというのが現状と思っておりますので、この流れをしっかりと止めて、そして将来に向けて対応するというものは至難のわざかなと考えております。

ただ、そうは言っておれませんので、少しでも人口減少に歯止めをかけることが必要であります。そのためにはやはり交流人口とか関係人口をどう拡大するかとか、そういったことを含めて、歯止めをかけていくことが必要なかなと思っております。

その事業としては、道の駅ができました、農業ビジネス訓練所もできました、それから、地方創生事業も先導的にやっております。そういったものを長期的展望に立って、まさにじわじわと一步一步、一気にではなくて、そういった形でやっていく。やはり国見町、小さい1万の町ですから、私は個別事例をどんどん作っていくことだろうと思っております。モデル的に個別事例をどんどん作ることによって私は先につながるのかなと思っておりますので、そういった意識を持ってしっかりと対応する必要があると思っております。

もう一つは、やっぱり人材の育成ではないかと思います。人をしっかり育成して、その各種事業を展開することによって人口減少に歯止めをかけていく。いわゆる首都圏から人を持ってくるような人とか、そういった人作りをどうするんだということも、私非常に重要な部分なのかなと思っていて、例えば今、青年農業者、青年商工業者、元気ですよ。元気になってきました。これは町としても農業政策、商工業政策いろいろやっていることで、若者は非常に元気になっています。ですから、そういった方々をどう使って、人口減少に歯止めをかける施策展開、誘導をどうするのかも非常に重要な部分なのかなと考えています。

また、国見ホイスコーレ事業とか、ヤングカレッジ事業等々やっておりますし、域学連携で福島大学とか桜の聖母短期大学の方も入っていますので、そういった方々と若者の人材育成という意味で、いろいろとコラボすることもある意味で必要なのかなと考えております。

いずれにいたしましても、短期的にどンドンというわけにはいきませんので、短期的にはどンドン個別事例を作っていく、モデルを作るということで、あと、長期的展望に立って、交流人口の拡大、これは先ほど来申し上げておりますけれども、道の駅が200万人を達成して、また210万人に到達しようとしているということでございますし、いわゆる県外、それから町外の方々が非常に多くいらっしゃるということですから、そういった交流人口の拡大、そして関係人口の拡大。姉妹都市のニセコ町とか、あるいは平泉町や、池田町などと連携しております。それから、国見応援大使の方々の委嘱もしています。さらには、先ほど申しあげました福島大学とか、桜の聖母短期大学等々の関係人口がどンドン今増えていますので、そういった皆様方と十分コラボすることを踏まえながら、やはり長期的展望の中で対応していくことが私は必要なかなと考えております。

そして、このベースとなるのが道の駅であり、農業ビジネス訓練所、そして地方創生事業と思っていますので、そういったあたりをうまくリンクさせながら、うまく事業化してやっていくということであろうかなと考えております。ただ、これは町のみでできるものではございませんので、町民の皆様、そして議会の皆様、まさに私がよく言っているオール国見精神で、しっかりとここはやっていかなければならない最重要課題です。6,200人まで落ちますから、あと20年後、どこまで歯止めをかけられるのが最重要課題です。やはり町として今後どうするんだという部分では、ここがやはり私は正念場、一番重要な課題ということでございますので、若者が前に進めるような地盤作りをしっかりとやっていくということが今課せられた重要な課題かなと思いますので、そんなことを十分意識をしながら、今後ともしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、町長から今後の動きを詳しくお聞かせいただきました。

その上で、さらなる質問をさせていただきます。

当町においては地方創生に向けたさまざまな取り組み、今、町長も言っていたとおりでありますけれども、特にやはり人口減少については日本全国の最大の問題ではないかと考えております。その上で、やはり結婚、出産、子育て、教育のネットワーク作りが中心であると考えております。その上で、今後の検証など行っているのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

地方創生につきましては、地方創生有識者会議というものを立ち上げておまして、そこにおいて計画の進捗状況、さらには今後の具体的な取り組みなどについて毎年検証、検討を行う会議を開催しておるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 毎年検討、検証を行っているということをお聞きしまして、素晴らしいことだと考えております。しかしながら、子育て世代の方々が悩んでいることや、さまざまな意見を集約しているとなれば、そこで十分に意見を把握しているのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

地方創生有識者会議におきましては、各委員の意見の集約の場となっております。子育て等に関する個別・具体的な意見の集約につきましては、各施設とも相談業務の中で対応を図っておまして、十分意見を把握しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） やはり形だけの会議ではなく、子育て世代の方々の意見を聞き、できるものとできないものを理解していただくこと、そして確認をいただくことが必要だとは思いますが、その点について再度お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

子育て世代の方々の意見は教育委員会が中心となりまして、保育所、幼稚園、さらに小学校、中学校それぞれから集約を図っているところでございます。その内容につきましては、個別・具体的には申し上げませんが、当然所管の課を中心として可能か、不可能か、今やるべきことなのか、今後検討すべき課題なのかなど、複合的に検討を行いながら、また、財政的な問題があるならば財政担当課との調整、さらには国・県の事業とのマッチングなども検討しながら、予算編成に生かしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ぜひそのような意見を集約して、十分に生かしていただければと思

っております。

では、次の質問に移ります。

人口減少対策においてたくさんの課題があると思いますけれども、人口減少に歯止めをかける効果はあらわれているのか、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にありましたが、はっきり申し上げれば、人口の構造的な問題もございまして、一気に歯止めをかけることにつきましては、例を言えば大型の企業の立地、そしてその雇用者の定住でもない限り非常に難しいものであろうということは議員もご承知だろうと思います。少子化問題の解決は至難のわざ、さらにこの減少化は止まらないことは論をまたないところでもございます。一朝一夕に結果が出るものではないと認識をしておりますが、しかしながら、将来に向けて少しでも減少数を鈍化させるべく、子どもたちが住みやすいまち、子育てするママさんが子育てをしやすいまちづくりを目指しまして、子育て支援施設の整備やママネットワークの醸成、さらには一貫教育の実施、コミュニティ・スクールなどさまざまな環境整備を図ってきたところでございます。その効果は、先ほど町長答弁にありましたが、すぐにあらわれるものでもないと思っておりますが、徐々に一步ずつあらわれてくるものではないかと考えておるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長からの答弁にありましたけれども、住民からは企業誘致をすることにより雇用が増え、その家族ができれば一時的に人口が増えることになると思いを聞いております。しかしながら、企業がこの当町を撤退するとなれば、その時点で人口の減少は加速してしまうということになる。長期的に考えれば、急激な施策は逆になってしまうのではないかと考えますが、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、企業誘致は確かに即効性はあるものと認識をしております。ただ、逆の効果があることは、先ほど議員もお質しの部分でございます。昨今、企業が撤退している市町村の状況でも明らかとなっていることはご承知のことと思っております。国見町におきましても、企業が立地する場所も少ないこともございまして、既存の会社との連携を図りながら、一方では、福島市等町外への勤務する方々のベッドタウンとしての位置づけ、これは過去に進めてまいりました。それで住宅団地を積極的に造成し、定住による固定資産税とか、さらには住民税などの安定した財源の確保にも努めてきたところでございます。今後の調整経済の中にありましては、住民の変動の少ないまちづくりを進めていくことが重要であると考えておるところでございます。そして、その基本となるのがやはり農業であろうと思われ、そのための施策として、地方創生によりまして農業ビジネス訓練所を立ち上げ、そのインキュベート

を図っていくということだと考えております。短期的な結果よりも、じっくりと腰を据えた取り組みを進めることが今一番大切なことと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長が言われたとおりかなと私も思っております。やはりこの町が今後も生きていくためには、移住も含めてはおりますけれども、やはりベッドタウン化が必要ではないかなと思っております。

では、当町においては交流人口をいかに増やすかが課題ともなっておりますが、町外の子育て世代の方々が当町を選んでもらえるような検証とより良い対策をしているのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

町外の方々ということでございますが、道の駅のつながる一む、さらにはももたん広場の利用者のことかと思えます。町といたしましては、個人情報もございますので、具体的な個人名等を記載するような町政アンケートまでは行っていないところでございます。しかしながら、両施設ともどこから来たのかわかる範囲での集計を行っております。

参考までに申し上げますが、つながる一むにつきましては、平成29年度のデータであります。町内が6%、桑折町5%、伊達市13%、福島市33%、その他県内8%、そして県外の宮城県が29%、その他の都道府県6%となっております。ももたん広場につきましては、これも平成29年度のデータになりますが、町内が26%、桑折町が16%、伊達市21%、福島市15%、その他県内1%、そして宮城県が20%、その他1%となっております。この数字を見ればわかりますとおり、両施設ともかなりの町外の方々の利用があることは承知してございます。そのような方々のお話につきましては、つながる一む等では子育て相談なども含めて両施設のスタッフも聞いておまして、かなり良い評判であることは承知しております。そのような方々から国見町を選んでもらうために、先ほど町長の答弁でもありましたけれども、さまざまな施策をやっていると、それが対策になっていると考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 国見町を選んでいただくために、今、課長が言われたように、施設の利用者を含めた検証を行っているとは思いますが、それぞれの検証結果をもとにどのように展開していく考えがあるのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

両施設とも利用者の意見で反映できるものにつきましては、すぐに対応できるように対処していきたいと考えておるところでございます。引き続き、安全で安心して

ただける施設として運営を図っていき、そして国見に愛着を持っていただき、そして、いずれは移住・定住につながっていきけるような運営をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長からいろいろな考えを聞くことができました。ぜひ町内、町外の方々の意見を反映していただければと思っております。

次の質問に移ります。

人口減少の自然減はいたし方ないですが、交流人口を増やし、その地域に関心を持っていただくことが大切であると思っております。その上で移住してもらえるような受け入れ体制は十分であるのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

移住してもらえる体制作りでございますが、移住の相談自体がそう多いわけでもございません。私も前任建設課長でございましたが、空き家対策を進めてまいりました。そのときも年間数件程度のご相談はございました。空き家につきましても、なかなか希望者とのマッチングもあり難しいものと考えておるところでございます。そのような中にありまして、二地域居住のモデルとなるような国見町で起業を行った方もございます。そういった方々とのネットワークを生かしたつながりを深めながら、少しずつ国見町の良さをご理解いただき、定住に進めていければいいのかなと考えておるところでございます。

県北地域では、福島圏域の首長懇話会というのがございまして、そちらの中でも合同で東京でのセミナーを開催したりもしておりますし、そういった取り組みも進めながら、少しでも国見町の魅力をアピールできるような形にしてみたいと考えておりますし、相談があった際には、さまざまな可能性を探りながら、少しでも国見町に住んでいただけるような対応を丁寧に行っていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 確かにいろいろな情報を出し、いろいろやっていると思うんですけども、希望者とマッチングすることはやはり困難かなと思っております。しかしながら、移住したいと思われる方に対しては十分な情報を提供するべきではないでしょうか。やはり空き家の住宅情報を閲覧できる方法とか、不安を軽減できるような対策は必要ではないかと思いますが、その点についてはどのようにお考えかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

情報提供につきましては、現在、国でポータル的な空き家バンク、機構を作っております。それ以前の問題といたしまして、国見町におきましても空き家バンク制度が

ございますが、なかなかそこに登録がなされていない。広報等でも周知をしておりますが、そのものがないという状況もございまして、なかなか情報提供できる状況になっていないというところでございます。今後、空き家の所有者への対策を含め検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） やはり国見町だけしかできないこと、国見町を選んで良かったなと思えるような丁寧な対応をぜひお願いしたいと思っております。

では、最後の質問に移ります。

地方創生に向けたさまざまな取り組みを実施し、展開しておりますが、地域交流の拠点作りとして活動している住民と活動に参加していない住民との温度差が感じられます。人口減少は地域だけの問題でなく、日本全国、町全体の問題として意識が変わることが必要だと思っております。住民の意識を変えていく方法はどのように考えているのか、ぜひ町長にお伺いします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えをいたします。

住民意識を変えていくための方法ということでございますけれども、一番重要なことは、何度か申し上げておりますけれども、地域のコミュニティーが一番重要であると思っております。町が全ての情報を隅々までお伝えすることはなかなか難しいこともございます、その媒体として町内会というものもございますし、そしてその中には各班がございます。そのような小さな組織、コミュニティー、ここでのふだんからの意思疎通を図っていくことが一番大切であろうと考えておるところでございます。

そのような取り組みを側面から支える場所といたしまして、議員もご承知でございますが、廃校を利用した小坂くらし館やあつかし歴史館、そのほかに各地域にもそれぞれコミュニティー施設なども整備しております、そちらは順調に活用がなされているものと考えております。議員におかれましても、日ごろからのコミュニティー活動を通じてさまざまな活動をなされていると思っております。引き続き、基礎となるコミュニティー活動を活性化するべく、積極的なご支援を賜ればと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 地域コミュニティーこそが大切であるということは十分理解しているつもりであります、現実に行動して、結果が伴わないとどうしてもやめてしまうことになっております。そこでやめるのではなく、失敗をしても、次に失敗をしないようにすればいいことであると私は思っております。目先の問題を解決することが優先的ではありますが、町長も先ほど言っておられますように、今後10年先、20年先を見つめることをおろそかにしてはならないと思っております。一議員としても肝に銘じ、今後とも積極的に、ともに行動してまいりたいと思っておりますので、さらなるお願いを申し上げて、私からの質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、11番浅野富男君。

（11番浅野富男君 登壇）

11番（浅野富男君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

はじめに、国民健康保険制度の制度変更にあたっての質問です。

今年度から国民健康保険は都道府県が担うことになっております。町民の健康と医療について県が責任を負う形になります。このことについては過去に何度か取り上げておりますけれども、再度の質問は、生活の根幹をなす制度と考えているからであります。都道府県単位での運営になったからとて、市町村が担う事務はほとんど変わらないもとの進められているのが今度の制度変更の特徴とも言えます。したがって、国保税の徴収についても、これまで同様市町村が行うこととなります。医療費の給付についても市町村が行うことから、町民にとっては何ら不便な要素は出てこないと思っておりますが、事務を行う自治体は制約が課せられる部分が出てくるものと思っております。

国保を運営するために必要な費用は納付金として市町村に割り当てられることになり、100%の納入が義務づけられることとなります。納付金の額とともに標準保険料率が示されることとなりますが、国保税の算定との関連では、これをもとにして実際計算が行われるのでしょうか。まず、質問いたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 11番浅野富男議員のご質問にお答えをいたします。

国保の制度改革における各市町村の保険料率の算定についてのご質問でございますが、標準保険料率そのものは税の算定には用いてございません。ただ、議員お質しのとおり、国保制度改革によりまして、保険料の算定につきましては、県へ納めます国民健康保険事業納付金に特定健診等の保険事業費を加算し、そのほか公費で措置をされる分を差し引いた額が必要な保険税総額となります。したがって、標準保険料率の算定も、税率の算定も、幾つかの変動する数値はございますが、国民健康保険事業納付金を賄うという意味においては、同じ考え方により導かれるものでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） ただいま答弁がありました今年度の納付金でありますけれども、私が調べた範囲での資料によりますと、2億9734万円ぐらいという数字になっておりますけれども、これらの数字は昨年と比してどのぐらいの徴収の額の差が出てくるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 今年度の県から示されております国保事業費の納付金、国見町に割り当てられている部分については、先ほど議員がおっしゃったように2億9700万円ほどの数字ということにはなりますが、昨年度との比較ですが、昨年度はこういう数字は出されておられませんので、できないということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 国保制度でありますけれども、1961年に一般的にはスタートしたと言われております。その後、運営は市町村が担ってまいりました。それがここに来まして、県単位の運営になるにはそれなりの理由があるのではないかと思います。今回の県単位の保険になるにあたりましては、市町村が望んで県単位にするのではないように思います。そうしますと、医療費の抑制などが十分考えられるのではないかと思います。県は6年を1期とした国保運営方針を定めることとなっています。それぞれの自治体独自の町民負担の軽減策などが大きな眼目として指導されることになるのではないかと考えております。本町での影響とはどのようなものになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

福島県で昨年11月に策定をいたしました国民健康保険運営方針につきましては、県及び市町村国保特会の財政運営、医療費の適正化、保険料の標準的算定の考え方、保険料の徴収の適正化、保険給付の適正な実施、市町村事務の標準化などの運営方針を定めているものでございます。自治体独自の住民負担の軽減策への影響とのご質問でございますが、現段階で保険料率につきましては、その決定は市町村とさせていただきますので、市町村一般会計からの法定外繰り入れ、いわゆる赤字の保険者を除き、特段の影響はないものと考えてございます。国見町につきましても赤字ではないので、特段の影響はないものと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） ただいまの答弁の中で、幾つか項目挙げられましたけれども、県単位にするにあたりまして、その運営方針が示されましたけれども、その中で医療費の適正化というものが答弁の中にありました。この医療費の適正化とはどういうことを指して言っているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

医療費の適正化の部分でございますが、今現在行われている医療の提供あるいは受診について、それぞれ適正な形での需要と供給の部分を適正にこなさいというところで行われているものでございます。具体的に言いますと、実は社会保障費に係る金額というのは、国全体としてもどんどん伸びている状況にございますので、まずはこの社会保障費の中でも医療あるいは介護サービス費に係る部分については伸びが大きいものでございますので、医療費あるいは介護サービスの適正化を図って、全体として現役世代が支えられるものにしていこうというところが今回の制度改正の趣旨でもございます。国民皆保険を将来にわたって堅持をしていくという部分が大きなところでございますが、それについては、医療費の適正化という部分がどうしても避けて通れないところになってございます。細かいところではございますが、現実的には被保険者の方が病院にかかる際に、同じ病気で病院を掛け持ちする、あるいは薬についても

違う病院から同一の病名で薬をもらってしまうとか、頻繁に受診をするというような多受診とか、頻回受診とか、そういうところが問題視されているところもございます。そういうところについては、保健指導の中で適正化を図っていくというところは必要になってくると思いますし、もう少し大きな意味で言いますと、ジェネリックの医薬品の使用をさらに促進をしていく、あるいは医療技術の部分でもICTの活用を図っていくということも医療の適正化につながると言われてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 医療の適正化ということでは、確かにジェネリック製品、薬を余り必要以外の分はなるべくもらわないようなことで進めたいというのがあると思うんですけども、やはりそうした中には、かかりにくくする、あるいは今の答弁の中でもっと具体的な質問をいたしますと、両方にかかっているといって同じ薬が調合されるということについては、現時点ではどのような指導方法をするのか、もし答えがあればお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 実は多受診、頻回受診の方々に対する啓蒙、啓発につきましては、これまでも行ってございまして、1つは医療費通知がその効果をひとつあらわすということで行っている部分があります。さらに、国見町国保ではございませんが、後期高齢者医療の広域連合においては、保健指導ということで、その頻回受診、多受診の方をリストアップしまして、具体的に保健師が指導に回ると、訪問するというようなことでやっているところもございます。国見町では、今の段階ではあくまでも医療費通知あるいはジェネリック医薬品の使用に対する啓発という形で取り組んでいるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） いずれにいたしましても、病気になった場合、医者にかかりにくくなるような制度にもっていったら、これは本来の目的とは違うと思いますので、その辺は慎重に進める必要があると思います。

3番目です。

県は2024年度を目標に統一保険税を目指す方針とのことであります。このことについて町ではどのような考えを持っておられるでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 私からお答え申し上げます。

統一保険料率についてでございますけれども、福島県におきまして昨年の11月に策定をいたしました福島県国民健康保険運営方針に基づきまして、県内どこに居住しても同じ所得であれば同じ保険料とすべきとしまして、県統一保険料率を実現することとされており、これは議員もご承知のとおりでございます。町としての考え方でございますけれども、人口減少により国民健康保険加入者は年々減少しておりまして、

1人あたりの医療費も増加しているということも、これもご承知のとおりかと思うところでございます。これは全国の市町村に共通する課題でございますが、住民の健康、安全・安心を守る上で、国民皆保険は将来にわたり安定的に維持しなければならないとこのように思っております。

そういった観点から、この国民健康保険制度といいますのは、やはり私はベースの最後のとりでと考えておりますので、そういった観点から、制度として県での一元化を図り、危険分散を図ることにされたことは、将来的に維持発展をするという意味では必要なことであったのかなと認識をいたしておるところでございます。

なお、統一保険料率についてでございますけれども、その実現までにはあと五、六年あります。制度上のさまざまな課題が見られるところでございます。ただ、今後とも、県の動きがいろいろこれからございます。あるいは各市町村においてもいろいろあるかと思っておりますので、そういった動向を十分見きわめながら、統一保険料推進に向けた今後の動き、当面は2024年まででございますけれども、それ以降についても十分注視していくと。特に現在の町の保険料率がでございます。その水準が私はポイントじゃないかなと思うんです。この水準をやはりどうしても上回る可能性もゼロじゃないという感じはしておりますので、やはりこれを上回られては困るんだということがベースになるんじゃないかと思っておりますので、町としてできること、なるべく保険料率は町民の負担にならないように、現行料率が維持できるように、しっかりと目くばせをしていく必要があると思っております。

昨年度、浅野議員からご質問いただいて、既に私も県のほうに要望しております。なるべく国見町の標準料率が担保できるようにお願いしたいという要望を既にさせていただいておりますので、今後につきましても、2024年に向けて標準料率ということで、ある程度枠はめになると思っておりますので、その枠にやっぱりしっかりと国見町が入って、しかも、今の現行より高くないような制度設計になるように、十分目くばせしながら、意向を要望したり、あるいは情報収集したりということをやっていくことが必要なかなと思っております。これが私に課せられた課題かなと思っておりますので、今後ともこの問題については鋭意対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 町長の答弁ですと、いずれはこの統一保険料にもっていかざるを得ないと受け取ったわけでありましてけれども、福島県の場合はいろいろな地域性があると思います。医療水準の高いところ、低いところ、あるいは人口が多いところ、少ないところ、雪国から、それから海端とでいろいろなところがあると思うんですけれども、そういったことにおいて、この統一保険料、実際実現するにはかなりの問題があるのではないかなと思うんですけれども、これは統一保険料にしなければならないのでしょうか。その辺についてはどうなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 県のほうでは2024年までいろいろな試行錯誤をするということ

になっております。例えば、医療水準をなるべく59市町村、ある程度医療水準をなるべく標準化しようじゃないかということが、一つございます。

そしてまた、保険税の収納率もなるべく、例えば99なら99ということで平準化しようという動きがございます。さらには、これはなかなか難しいことでありますけれども、所得水準です。その所得水準が同じであれば同じくするという言い方をしていますので、その所得水準も含めて同じスタンスにぜひしていこうじゃないかということで、あと五、六年かけてそれに向けて県としてはしっかり対応されていくという方針を伺っておるところでございますので、その方針の流れの中で、やはり一つの枠はめ、そういった標準税率に、県一つの制度ですから、いずれはそういった方向に行く流れになっていくのかなと思っております。ただ、そのストーリーというのは今後なかなか大変なストーリーがあるんだろうと思いますので、先ほど申しましたように、町として町民の負担にならないように、しっかりと目くばせしながら対応していくことが必要なかなと思っていますので、そこは絶対外さないようにしっかりと対応していきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

- 11番（浅野富男君） 最後に、この問題についての質問になりますけれども、2024年、いわゆることし18年ですので、6年ということで区切ってあります。この6年間の意味というのはどういった内容があったから設定されたのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） これは先ほども答弁いたしましたように、医療費の問題、収納率の問題、そして所得水準など、先ほど議員お質しのようにはばばらです。ですから、そのばばらをいかに標準化できる方向にもっていけるかということをお互い努力しようという期間であろうと私認識しておりますので、しっかりとそこに近づくように、これは県がやっぱり音頭をとらなくちゃならないだろうと思いますので、音頭がとられて、私ども市町村も協力しながら、そういった方向に行く、行かない、これは結果論でありますから、今ここではっきり明言は申し上げられませんが、そういった方向になるように、これは鋭意59市町村努力しながら、一元化を目指して危険分散をしっかりと図って、この保険制度を将来に維持発展させていくことがやっぱり先にあるんだろうと思いますので、そういった位置づけの中で今後しっかりと目くばせをしていきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

- 11番（浅野富男君） いろいろな問題が出てこないとも限らないこの6年間かなと思いますけれども、次の質問に移ります。

これまで一般的に言われておりました国保は、農業、自営業の方が入る保険と言われてきました。しかし、近年におきましては、これが大きなさま変わりになっております。国保の加入者の職業構成割合は、県の資料によりますと農林水産業で5.2%、

そのほかの自営業で10.9%でありまして、これらを合わせて自営業として見た場合、16.1%にしかありません。ほかに被用者、年金受給者も含む無職者、職業不詳者などを合わせますと、約80%の方が所得の低い層になると考えられます。本町での国保加入者の割合はどのようなものか、そして、その所得額についてはどのような金額になるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

国保加入者の職業構成割合とのご質問でございますが、町では職業構成に係る統計的資料は作成をしておりませんので、お示しをすることができません。毎年、厚生労働省において、国民健康保険実態調査というものがございまして、これの報告を公表をしているということで、先ほど議員が示された数字もこれに基づくものと思われま

す。この調査は、世帯ごと、被保険者ごとに抽出調査ということになってございまして、国見町でいえば30世帯分ということになってございまして、町分だけで統計上の意味をなし得ないというところがございます。統計上は県単位の数値が概要を示しているということと見て差し支えないと考えているところでございます。

ただ、これはあくまでも職業構成を示したものでありますので、所得が低い、多いというところをあらわすものではありませんので、そこだけはちょっと留意をする必要があるかなとは考えてございます。

それから、次に、所得の状況でございますけれども、平成30年度の税率算定におきましては被保険者それぞれの所得の合計額から、基礎控除額33万円を差し引いた額の合計が15億1800万円程度となっております。

なお、標準保険料率、県が算定した数値になりますが、この算定をするときの同様のデータにつきましては、14億8700万円ということで算定をしているということ聞いてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうしますと、この国保加入者の1人あたりの保険料、保険税、これは出てこないということになるのでしょうか。それとも、今、15億幾らと言ったものを保険者の数で割れば、1人あたりの平均は出るということになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 個別の被保険者の部分の所得については、私ども行政として課税をしなければならぬ立場になりますので、当然把握をしているということになります。それは公表する数値ではございませんので、全体としての所得という形になれば、今お話をした全体の額、それと、これを被保数で割っての1人あたりの所得の額ということでの理解が一番適切かと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） それでは、例といたしまして計算してみたんですけれども、年収350万円の方で、夫婦に子ども1人という計算にしますと、350万円給与といたしまして、給与所得控除いたしますと227万円、そこから基礎控除の33万円引いた197万円が所得という計算の基礎になると思います。それらを含めまして、昨年の本町の資料をもとに計算いたしますと、医療費分で所得割が6.24%、それから後期分2.52%、介護分1.85%、以下、皆さんご存じのとおり数字が出てくると思うんですけれども、それらを合わせまして、年間の保険料が36万円から37万円ぐらいの計算になります。350万円の収入の方が36万円、37万円ということは、1割がこの保険料で持っていかれるといいますか、納めなければならないという数字になってまいります。かなり大きな数字ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

大変申し訳ありません。議員の計算の部分ができないものですから申し訳ありませんが、単純に1人あたりの保険税額、必要な保険税の総額を被保険者の数で割っていくと、医療分と後期高齢の支援分と介護分を合わせると大体10万円ちょっとというところになってきますので、そういう意味で言うと、3人家族で30万何がしというところは大体の近似値ではないかなというところは考えるところでございます。あとは、その方の世帯での軽減の判定に入るかどうかというところで税金が確定してくるというところだろうと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） この保険税、保険料がかなり負担が大きい原因については、私が言うまでもないと思うんですけれども、やはりこの国の負担割合が1980何年でしたかに減らされているんですよね。そのためにその時点で負担が大きくなったという事情は私も理解をしているところでありまして、そういう中で、町といたしましてはそういった制度についての意見を県などを通じて国のほうに上げるというふうなことはできないんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

まず、国保の制度的な部分につきましては、今回の国保制度の改革におきましても、保健福祉課あるいは町として県の機関の会議に出たときに、それぞれ町としての考え方をお伝えをしているというところはございます。

もう一つ、これだけの保険料額が上がってくるということについてどうなのというところでございますが、当然生活に係るお金の中で、生活費の中で保険料、社会保障費の占める割合というのも当然重要なところでございますので、やり方としては県の町村会等を通じてというところは、手段としてはあるかと思っております。ただ、先ほど来お話をし

ていますとおり、この制度改革の目的は、国民皆保険を将来にわたって堅持をしていくということが主な目的でございますので、そういう意味で言うと、今回の部分について、例えば軽減の部分が外れるとか、減税の部分がなくなるということではありませんので、新しく何かの部分が出てくるということではありませんので、なかなかそういうところはなじまないのかなと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 制度変更という形の中では、そういうことはあり得ないという答弁かなと思います。

5番目の質問です。

加入者の高齢化もどんどん進んでいるというのが実態と思われれます。国保税は払いたくても払えないという事情は、加入者の所得と税額の割合が大いに関係することであると思います。ただいま議論したとおりであります。減免制度の適用が必要とされますけれども、法定減免以外に特別な事情での減免制度もあります。いわゆる申請減免もあると思いますが、特別な事情、この申請減免に適用されるのはどのような内容のものなのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

国保税につきましては、所得の少ない方を対象としました応益割の軽減、いわゆる7割、5割、2割の軽減の部分と、非自発的失業者に係る軽減、これは前年所得を7割分カットして算定をするという軽減制度がございます。このほかに減免として、1つには災害や失業、長期の病気等により収入が著しく減少した者、2つ目には貧困等により公私の扶助を受ける者、3つ目にその他特別の事情のある者、4つ目に後期高齢者医療制度に移行した場合の配偶者という形で規定をされてございます。

お質しの特別な事情にある者というところについては、条例に規定をされておりますその他特別の事情のある者というところの部分かと思いますが、これは医療給付の制限に関する被保険者の減免となります。具体的には、監獄あるいは労役場等これに準ずる施設に拘禁をされて、その間の医療給付が制限をされた場合に減免が行われるということになってございます。先ほど来お話をしてございます所得の少ない場合については、災害や失業、長期の病気等により収入が著しく減少した場合あるいは貧困等により公私の扶助を受ける者というところに該当してくる部分と考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） その減免制度は、最終的に認めるのは町長ということになるかと思いますが、子どもは保険料ですか、先ほど言いましたけれども、均等割1人あたり幾らというものが出てくると思うんです。これは小さくても、あるいはかなり大人になったとしても、それは1人前に取られると思います。この子どもの均等割について、減額についてはどのような考え方になるのでしょうか。お答えいただきたい

と思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えいたします。

子どもの均等割を減免をする、もしくは取らないということで、全国の市町村の中にはそのような対応をしているところが出てきたというところは承知をしてございます。では、福島県国見町においてどうなのというところではあるかと思うのですが、ご承知のとおり福島県におきましては、給付の部分で18歳未満の子どもに係る医療費については無料という制度がございます。これは国保の被保険者のみならず、社会保険の被保険者も全て同じ形になりますので、給付の部分で無料という扱いをしているということが一つございますので、いわゆる課税の段階、保険料の段階でその部分を低くするということは、逆に二重に給付をするような形が出てきますので、そこはなじまないものと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 例えば多子世帯で子どもが3人以上いるとか、そういった場合についても現時点では考えられないということになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

先ほどお話をしましたとおり、給付の部分で18歳までの子ども医療で無料になってございますので、多子世帯の部分についても同様の考え方になると考えるところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 子育て支援あるいはそういった形の面からも、これは考えてもいいのではないかと思っているのが私の考えでありますけれども、ぜひ今後についても検討していただきたいと思います。

国保についての質問は以上で終わります。

次の質問であります。

総合的な学習の支援について、教育長に質問いたします。

自衛隊福島地方本部作成のチラシとともに、総合的な学習の時間の支援についてという依頼の文書が県の教育委員会から市町村の教育長宛てに配布をされたと聞いております。南極の氷体験校を募集する内容となっております。県の教育委員会は無批判に配布したとのことであり、自衛隊による教育の介入であり、シビリアンコントロールが問題視されている中で重大なことであると思っております。本件についての対応とともに、本件に限らず自衛隊が教育現場に来ることについては、本町の教育委員会としてどのような対応をとるのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

議員お質しの県の教育委員会からの依頼の件ですが、総合的な学習の時間の支援についてということで、自衛隊福島地方協力本部より福島県教育委員会に各小学校へ募集するチラシの配布を依頼したもので、依頼文の目的は南極の氷を使用した総合的な学習の時間の支援を実施し、小中学生の健全育成に寄与するとともに、自衛隊に対する理解、認識を深めるところであります。

今回の依頼は、県の教育委員会が各学校で行う総合的な学習の時間において、南極の氷を通した自然体験学習、そういうものが必要とする学校もあると考えて依頼を受けたと判断したものと考えております。したがって、町の教育委員会としましても、県の教育委員会からの依頼に基づいて、小中学校へは配布をしたところでありませぬ。

なお、町内の学校での応募の予定はないと聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 町内でこの授業が行われることはないということで、一応安心はいたしましたけれども、今の日本の自衛隊は集団的自衛権も行使できる部隊に編制されているものと私は考えております。平和憲法に基づく戦後教育の出発点は、軍部による支配の排除にあり、自衛隊と学校が連携することは戦前と同じ発想と言わざるを得ないと思っております。戦前のような教育に戻ることは許されないことでありますので、今後もしこうした事態が起きた場合には、教育委員会としてはどのような対応をとる予定でしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

今回のように各学校の総合的な学習に限らず、教育活動を支援したい、あるいは協力できるという申し出は、実はたくさん県の教育委員会に寄せられます。県の教育委員会では、各学校の教育課程に必要かどうかを検討して、各学校の負担なども検討し判断の上、各市町村教育委員会へ送付しているものであります。したがって、先ほど答弁させていただいたような手続に基づいて、市町村教育委員会も判断しております。そういうことでご理解を賜りたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 私から説明するまでもありませんけれども、戦時中のことはいろいろな体験がされていると思ひます。あのような時代に戻ることは絶対あつてはならないと思ひますので、ぜひその辺は注意して対応していただきたいと思ひます。

以上で私からの質問を終わります。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

午後 2 時 4 5 分から広報常任委員会を委員会室で開催いたしますので、ご参集願います。

あすの 6 月 2 1 日は午後 1 時 4 0 分より議員懇談会を委員会室にて開催いたしますので、ご参集願います。

6 月 2 2 日は午前 9 時より議会運営委員会を、午前 9 時 1 5 分より議会全員協議会をそれぞれ委員会室で開催いたしますので、ご参集願います。

午前 1 0 時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午後 2 時 3 1 分)

第 3 日

平成30年第2回国見町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年6月22日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第 2号 繰越明許費の報告について
- 第 2 報告第 3号 予算繰越の報告について
- 第 3 報告第 4号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 4 議案第29号 国見町税条例等の一部を改正する条例
- 第 5 議案第30号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第31号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第32号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第33号 国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第34号 国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第35号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第36号 町道路線の認定について
- 第12 議案第37号 平成30年度国見町一般会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第38号 平成30年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第14 常任委員長報告
 - 陳情第22号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書についての陳情
 - 陳情第24号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について
(追加日程)
- 第15 同意第 2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第16 同意第 3号 国見町渇水対策施設財産管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 第17 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第18 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第19 発議第 2号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第20 議員の派遣について
- 第21 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 （欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	阿部正一君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	引地 真君
教育委員長	高橋幸子君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	実沢隆之君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

暑い方は上着を脱いで臨まれても結構ですので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第2号 繰越明許費の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第2号「繰越明許費の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 報告第2号、繰越明許費の報告についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第3号 予算繰越の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第3号「予算繰越の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 報告第3号、予算繰越の報告についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第4号 町が出資している法人の経営状況について

議長（東海林一樹君） 日程第3、報告第4号「町が出資している法人の経営状況について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 報告第4号、町が出資している法人の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、福島地方土地開発公社の経営状況を報告するものでございます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は出資法人の経営状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇議案第29号 国見町税条例等の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第29号「国見町税条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。税務課長。

税務課長（吉田義勝君） 議案第29号、国見町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） たばこ税につきましてお尋ねします。

たばこ税は町としても大変な財源となっておりますので、たばこ税の見直しについて、詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（吉田義勝君） 7番渡辺勝弘議員のご質問にお答えいたします。

今回の税条例改正の中のたばこ税の見直しに関する部分では大きく2つあるかと思っております。

1つは、加熱式たばこの課税方式の見直しです。加熱式たばこの課税区分を新設いたしまして、加熱式たばこの生産特性を踏まえた課税方式に、平成30年10月1日から段階的に5年かけて、移行するという内容です。

もう一つは、たばこ税率の引き上げです。たばこ税率が1本当たり3円引き上げられるということになります。ただし、消費者や葉たばこの農家とか小売店の影響を考慮して1本当たり1円ずつ平成30年、32年、33年のそれぞれ10月1日に引き上げられるという内容です。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長の答弁で、段階的に値上げしていくということはわかりましたけれども、その中で30年、32年、33年となっており、31年がないというのは何か理由があるのか、その辺についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（吉田義勝君） お答えいたします。

たばこ税率の引き上げが30年からスタートして、33年に終わるということで、4年間のうちで3回上がるものの、平成31年は引き上げがないということでありまして、平成31年10月1日については、今の消費税の税率が引き上げされるということとを考慮いたしまして、国といたしましては、このたばこ税率の引き上げは平成31年を除いた平成30年、32年、33年の3回となったと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第30号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第30号「東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第30号、東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第31号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第31号「国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第31号、国見町国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第31号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第32号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第7、議案第32号「国見町介護保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(菊地弘美君) 議案第32号、国見町介護保険条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第32号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第33号 国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第8、議案第33号「国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第33号、国見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第34号 国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第34号「国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第34号、国見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第35号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第10、議案第35号「国見町営住宅条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。建設課長。

建設課長(羽根洋一君) 議案第35号、国見町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

阿部泰藏君。

10番(阿部泰藏君) 今回、北古館住宅が4戸減少しておりますが、除却の基準となるものはどういった要因があるのでしょうか。

議長(東海林一樹君) 建設課長。

建設課長(羽根洋一君) 町営住宅につきましては、現在、40年を超しているものについては、入居を受け入れていないということでございます。それに伴いまして、北古館住宅については老朽化が著しいということで、以前に用途廃止という方針をとっておりますので、住んでいる方が転出した段階におきましてそれぞれ除却をするということを進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) 質疑、ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第35号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第36号 町道路線の認定について

議長(東海林一樹君) 日程第11、議案第36号「町道路線の認定について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 議案第36号、町道路線の認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 建設課長にお尋ねいたします。

今回の町道認定につきましては、生活路線ということでいろいろな部分で会議があったと思うんですけども、さきの議案調査会の中で、この認定につきましては、記入ミスによってとの説明がありました。となると、この認定をする上で、なぜこの路線になってしまったか、逆に言えば、今ごろになってしまったのか、理由についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 7番渡辺議員のお質してございますが、先般説明したときには、認定漏れということで認識していたものでございます。本路線につきましては、土地改良事業によりまして、圃場整備事業によりまして用地を確保、その後、農道として整備した経過がございます。その後に町道としての認定が一部なされていなかったというようなことがございますので、今回改めて提出をさせていただいたということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第37号 平成30年度国見町一般会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第12、議案第37号「平成30年度国見町一般会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 議案第37号、平成30年度国見町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 歳入の8ページの教育費国庫委託金に阿津賀志山防塁発掘調査委託金とありますが、どの部分のことでしょうか。説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

歳入の教育費国庫委託金、社会教育費委託金の阿津賀志山防塁発掘調査委託金の内容についてでのお質ですが、これにつきましては、国道4号線の付加車線、県北中学校の先の坂道に付加車線を拡幅するという部分で、その一部に阿津賀志山防塁の史跡指定地がかかっておりまして、昨年度、その発掘調査、本調査を行ったところでございまして、今年度、それに係る文化財保護費のほうでの調査報告書の印刷、製本等の経費を計上してございますが、それに対する国からの委託金全額でございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

村上 一君。

2番（村上 一君） 歳出の農林水産業費の農業費の中で、水田吸収抑制剤を今まで散布していたのですけれども、ことしからなくなったということなのですが、なくなったということはどういうことか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

営農再開支援事業の中のメニューといたしまして、米の放射性物質の吸収抑制対策について今年度も計上したところでありますが、平成28年産米の全量全袋検査、平成29年産米の全量全袋検査の結果、全て数値につきましては測定下限値以下であったこと、また、平成29年度におきましては、水田の土壌調査も実施しておりますが、その結果もあわせまして、平成30年産米からは放射性物質の吸収抑制対策は実施しないという県の方針もありまして、町としても実施しないということで進めてまいりました。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 歳出の13ページになりますけれども、土木費の中で道路橋梁新設改良費で2293万8000円の減額となっておりますが、この中身については町道5号、それから町道111号、同じく116号、2138号、4007号と、この5本の道路の整備に関するものが減額となっております。その中で町道の4007号について、当初予算より962万四千何がしが減額となりまして、約半分の予算ということになります。これは、事業の変更といいますか、そういう形での減額ということになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 11番浅野議員のお質しでございます。

4007号、貝田地区、ちょうどサービスエリアに通じる道路で、特にJRの高架橋を抱えるところでございます。これにつきまして、当初2000万円の予算をとり進めておりましたが、今回、社会資本整備総合交付金の中で道路部分の事業費の確定がありまして、その分での減額調整をさせていただいたということです。

なお、4007号線の改修についての必要性については変わっておりませんので、順次必要な部分については進めていきたいと考えておりますが、今回は交付金の金額に伴い、ここで調整をさせていただいたとご理解いただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうすると、確認になりますけれども、一旦この事業については先送りという形になるということではよろしいんですか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 30年度につきましては、交付金の関係によりまして、本年度調査できる部分については進めて、残った分については次年度以降で対処していきたいと考えております。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

村上正勝君。

6番（村上正勝君） 8ページの農林水産業費県補助金のふくしまの恵みPR支援事業、福島県営農再開支援事業、「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業は、具体的にこの補助金でどれぐらいの効果があり、どういった支援をしているのか説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

補正予算書の8ページの一番下の14款2項4目の農林水産業費県補助金のご質問でございますが、まず、ふくしまの恵みPR支援事業200万円の減につきましては、29年度までの補助事業の名称が一番下の「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業に変更になったものでございます。あわせまして、45万円の増額につきましては、新たに交流連携の拡大のために北海道鹿追町との交流を深めるとして増額となったものであります。

また、真ん中の福島県営農再開支援事業につきましては、先ほど村上一議員のご質問にもお答えいたしました。米の吸収抑制対策、カリ散布分になります。また、前年度では水田の土壌調査を行っておりましたが、それも不要ということで減額をさせていただいたものであります。

それぞれの事業につきましては、トップセールスを含めたPR事業は今年度も計画しておりますし、カリ散布と土壌調査につきましては必要ないということで、減額したものであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

5 番佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 事項別明細のほうで、第3款都市再生整備計画推進費なのですが、今回の補正で1億2100万円が新たに組まれております。内容については13番委託から22番補償補填及び賠償金までありますけれども、主なものについて具体的に内容をお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 佐藤議員の質問に対してお答えいたします。

今回、8款の土木費、そして4項都市計画費、3目の都市再生整備計画推進費で1億2155万6000円の補正増をお願いしているところでございます。

この事業内容のお話しですが、現在、歴史まちづくり計画に基づき「歴史まちづくり重点南部地区」という都市再生整備計画により、国交省へ、昨年度から要望していたところが今年度採択を受けたということになりますが、この事業の内容は、阿津賀志山防塁下二重堀地区、ハス池を中心とした公園整備を進めるということがまず1点。それとともに、町の情報発信基地であります道の駅から、旧宿場といいますか、商店街に通じるアクセス道路を明確にするということで、116号線の町道改良、さらに、それに付随するソフト事業ということで歴史的景観保存計画、さらには観光マップとかということでまとめた一つのパッケージとしての事業採択を受けているという内容です。

特にこの中では、下二重堀地区の歴史公園の整備の実施計画ということで約2000万円、さらにはそれに付随する滑川の改修も含めて調査分として500万円を計上するとともに、116号線、道の駅から旧保育所の脇を通過して県道赤井畑国見線に通じる町道の改良のための約9000万円の経費を計上しているというのが、この新たに設定した目の大まかな事業の内容となります。

以上、説明とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） ただいまの質問に関連して、建設課長にお尋ねをします。

本予算の町債の変更について、5ページの町道116号線整備で、新たに4480万円の町債を追加する。しかも最後には、その町道116号線の整備計画の9900万円は補助事業メニューの変更によって廃止しますという理由が載っております。

ただいまの佐藤議員の質問にも関係するのですが、6月補正予算の概要を見ましても、町道116号線の藤田保育所付近の2000万円は今回の補正でゼロになっておりまして、内容や計画そのものが見直されたのか、そのメニューの変更という理由について、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） それではまず、はじめの地方債の変更について、第2表です。

5ページになりますけれども、これまで116号線につきましては、今回一番下の廃

止になっていました事業債につきましては、これまで基本的には単独事業での計上でありましたので、一般単独債ということでの起債メニューで行っていましたが、今回、交付金の事業となりましたので、交付金に伴う、裏起債と言ったらいいんでしょうか、それに伴いまして公共事業債的な形での起債メニューが変更になったということで、まず1点お答えさせていただきます。

続きまして、もう一点目でございます。

当初、8款2項4目の13ページの道路橋梁新設改良費に116号線について計上しておりました。それが、今回新たな都市計画費に組み替えになった点でございますが、本事業につきましては、この都市再生整備事業費による第1回目の「歴史まちづくり重点南部地区」の計画というのは、1年目となりますので、通常なかなか予算の枠がつきづらい、交付金の枠がつきづらいということで、当初、116号線については道路橋梁新設改良費の中、さらにはそのほかのパンフレット、そしてハス池の育成事業については教育費や商工費の中で計上していたという経過がございます。

実際ことしになって、この計画事業費が大幅に認められ、当初の予定を大きく超える予算をいただいたということで、事業執行上明確にするため、一つの事業組み立てということで、新たにこの都市計画費の中に都市再生整備計画推進費という目を設けて、ここにまとめたという流れでございます。

当初この道路橋梁新設改良費では、116号線については17節の公有財産購入費に1200万円、さらに調査費については800万円を計上していましたが、今回これを新たな目のほうに移動することによって、補償費の関係も含めて大きく進められるということになった関係での組み替えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 建設課長にお尋ねします。

予算書を見ますと、土木費の都市再生整備計画推進費が、新たに予算が増えまして1億2155万6000円が補正予算になっていますけれども、その財源を見ますと、地方債5710万円がある。それと5ページの地方債の項目を見ますと、都市再生整備事業債（町道116号整備）として4480万円プラス、その下の都市再生整備事業債（歴史公園整備）として1230万円を足した金額が5710万円となる。これは同一事業だから道路も公園の整備も同じ補助率なのでしょうか。5ページの予算書には両方合計額で上がっているんですけども、町道116号線の整備の部分と公園の部分について、補助事業として1本で補助をもらえるならば、起債も1本で上げて良かったのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 八島議員の質問にお答えいたします。

起債事業につきましては、都市再生整備事業債ということで同じものではありませんが、道路の部分と公園の部分を明確に分けたいということで、今回2つに分けて計上しておるところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時20分まで休議いたします。

（午前11時09分）

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時20分）

◇ ◇ ◇

◇議案第38号 平成30年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第13、議案第38号「平成30年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第38号、平成30年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
◇常任委員長報告（陳情第22号、陳情第24号）

議長（東海林一樹君） 日程第14、常任委員長報告を行います。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第22号及び陳情第24号の審査結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

なお、この報告に対する質疑は一括して行い、その後討論、採決については1件ずつ行います。

総務文教常任委員長、8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 今定例会において、総務文教常任委員会に付託されました陳情2件の審査の結果を報告いたします。

本委員会は、去る6月19日午後12時30分より、委員会室において委員全員の出席のもとで開催されました。この会議には、羽根田総務課長及び職務として松浦議会事務局長が出席しております。

陳情第22号は、「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書についての陳情」であります。

審査の結果、陳情の趣旨は理解できるが、高度な政治的レベルの問題であり、日本政府は批准することを明確にしていないこと及び核兵器を所有している国々が批准に反対していることから、一地方議会がこの陳情を採択することはなじまないとして趣旨採択とすることに決しました。

続いて、陳情第24号の審査の結果を報告いたします。

陳情第24号は、「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」であります。

陳情の趣旨は、地方自治体は社会保障、被災地の復興などに果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略など、新たな政策課題に直面しています。しかし、社会保障費の圧縮や地方財政をターゲットにした財政削減は必要不可欠な公共サービスの低下を招き、国民生活と地方経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

平成31年度の政府予算、地方財政の検討にあたり、歳入歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要なため、政府機関に意見書の提出を求めるという内容です。

本委員会は、本陳情について全会一致で採択と決しました。

以上、報告といたします。

議長（東海林一樹君） これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第22号の討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 陳情第22号についての討論を行います。

本陳情の内容は、2017年7月7日の国連会議で国連が国連加盟国の3分の2に

当たる122カ国の賛成で、核兵器を違法なものとして核兵器を禁止する条約が採択となりました。このことから、日本政府についても速やかにこの核兵器禁止条約に署名をし、批准することを求める意見書の提出を求めるものであります。

この核兵器禁止条約は、国際法上、人類史上においても画期的な内容となっております。核兵器が使用された場合どのような被害を及ぼすかは、被爆国である日本は十二分に経験しているところであります。だからこそ、国見町議会も非核平和宣言に関する決議を行っています。

委員長報告は趣旨採択ということではありますが、このことは意見書の提出はしないということであり、結果としては不採択と同じこととなります。兵器の中でも特殊なものである核兵器をなくすことは人類共通の願いでもあります。国見町議会としてもこれに応える必要があります。

よって、本陳情は採択すべきものであることを申し上げ、反対討論といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに討論はありませんか。

佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 私は、意見書の提出に反対の立場から意見を申し上げます。

我が国では、世界で唯一の被爆国としてその災禍を後世に伝え、核のない世界を目指していくことが責務であると思います。そういう意味では、日本が国連の核兵器禁止条約の交渉の場に参加しなかったことは私も違和感を禁じ得ません。

しかしながら、世界の状況を見ても、核を持つ国、実質的に核を持つ国で核の傘の下にある国、そして核を持たない国と、各国の実情はさまざまであります。

核の問題はまさに国の外交、防衛の問題でありまして、非常に高度な政治的判断が求められます。したがって、この問題につきまして、国見町議会として政府宛てに意見書を提出することは適当でないと考えます。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから陳情第22号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情第22号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、陳情第22号は委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。

これから陳情第24号の討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから陳情第24号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情第24号を採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、陳情第24号は採択と決しました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

(午前11時35分)

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午前11時36分)

◇

◇

◇

◇追加日程の議決

議長(東海林一樹君) ただいま配付いたしました追加日程表のとおり7件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、この7件は直ちに議題とすることに決しました。

◇

◇

◇

◇町長提案理由の説明

議長(東海林一樹君) 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

議長(東海林一樹君) 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長(太田久雄君) ただいま追加でご提案申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

同意第2号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」でございますが、岡崎忠昭教育長の教育委員としての任期が本年6月30日に満了するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による新教育委員会制度による教育長として岡崎忠昭君を選任したいため、同意を求めるものでございます。

次に、同意第3号「国見町渇水対策施設財産管理委員の選任につき同意を求めることについて」でございますが、国見町渇水対策施設財産管理条例の規定に基づき、前任者の退職に伴い欠員となっている委員に大沼重好君を適任と認め、選任したいため、同意を求めるものでございます。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」でございますが、畑善徳委員が9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き畑善徳君を適任と認め、候補者として推薦したいので議会の意見を求めるもの

でございます。

最後に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」でございますが、阿部博委員が9月30日をもって任期満了となりますことから、新たに佐藤ユキ子君を適任と認め、候補者として推薦したいので議会の意見を求めるものでございます。

慎重ご審議の上、速やかなるご議決、ご同意等を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

◇

◇

◇

◇同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
議長（東海林一樹君） 日程第15、同意第2号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

岡崎忠昭君の退席を求めます。

（教育長岡崎忠昭君 退場）

議長（東海林一樹君） 書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第2号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第2号は原案に同意することに決しました。

岡崎忠昭君の退席を解きます。

（教育長岡崎忠昭君 入場）

◇

◇

◇

◇同意第3号 国見町渇水対策施設財産管理委員の選任につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第16、同意第3号「国見町渇水対策施設財産管理委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第3号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第3号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第17、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 諮問第1号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから諮問第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれを適任とすることに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、諮問第1号は適任とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第18、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 諮問第2号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから諮問第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれを適任とすることに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、諮問第2号は適任とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議長（東海林一樹君） 日程第19、発議第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 発議第2号及び意見書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 提案理由の説明は、ただいま書記が朗読したとおりであります。速

やかなるご議決をお願いします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから発議第2号の討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長（東海林一樹君） 日程第20、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第21、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査についてそれぞれ実施したい旨の申し出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長（太田久雄君） 平成30年第2回国見町議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

ご提案を申しあげました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解を賜り、全議案につきまして原案のとおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。

また、議案審議の過程におきまして、議員の皆様方から頂戴いたしましたご意見等を十分踏まえまして、今後町政執行にあたってまいりたいと考えております。

なお、議員の皆様におかれましては、時節柄、お体には十分ご留意の上、今後とも復興、町政進展、町民福祉の向上にお力添えを賜りますよう心からお願いを申しあげまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。

平成30年第2回国見町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午前11時59分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年6月22日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 浅野 富 男

同 署名議員 八 島 博 正